

Title	徴兵・華族・私学：官庁文書にみる福澤諭吉、慶應義塾
Sub Title	
Author	中野目, 徹(Nakanome, Toru)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1988
Jtitle	近代日本研究 Vol.5, (1988. ),p.147- 194
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19880000-0147">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19880000-0147</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 徴兵・華族・私学

——官庁文書にみる

福澤諭吉、慶應義塾——

中野目 徹

はじめに

I

「華族ヲ武辺ニ導ク之説」

「福澤諭吉建言ニ付華族答議」

〈九鬼隆義答議〉

〈広橋賢光答議〉

〈奥平昌邁答議・抄〉

II

「慶應義塾生徒徴兵免役ニ関スル願書」

〈慶應義塾生徒徴兵之義伺ノ件〉

「慶應義塾生徒徴兵ノ儀ニ付文部省意見」

〈文部省意見〉

むすびにかえて

註

はじめに

明治十年代（一八七七一八六年）は、福澤諭吉にとっても、慶應義塾にとっても、大きな転換期であったように思われる。

福澤に関していえば、幕末期以来「英学の一手販売」と称された西洋文明紹介者としての地位は、思惟構造の一貫性という指摘はあるにせよ、こと一連の著作の行文上からみるかぎり、この時期に明確な変化を遂げている。「脱亜論」(明治十八年)をことさら強調して国権論者への一種の転向を説く評価には、にわかに賛同することはできないけれども、「私の生涯中に一番骨を折たのは著書翻訳の事業」<sup>(1)</sup>であったと晩年なお回想する福澤にとって、表現手段における比重の変化は、やはり看過しえない事象であろう。この変化の意味を捉えようとするならば、東京府会、東京学士会院等における公職、明治十四年の政変への何らかの関与、『時事新報』の創刊(明治十五年)など、福澤に関する伝記的諸事実を、当時確立されつつあった明治国家体制と、その一方で昂まりをみせていた自由民権運動を視野に入れながら、総体的に位置づけしなおしていく必要がある。

塾に関しても、明治十年代は一つの転換期であったといえよう。西南戦争後の生徒の減少、その当然の帰結として塾財政の危機、危機打開の方策として「慶應義塾維持規則」の制定(明治十五年)など、この時期、福澤の私塾から一個の私学へと変貌を遂げているようにみえる。それは他の多くの私学興廃の時期とも重なり、また我が国学校教育制度全体の改革の日程とも併行している。

本稿は、私の勤務する国立公文書館が所蔵する資料を紹介することによって、右に述べたような時期における福澤論吉、慶應義塾を考察していく際の、新たな視点の提供を試みるものである。それは必然的に、福澤と塾を取り囲む時代像の解明へも、一定の示唆を与えうるものとなるう。

ここで「官庁文書」というのは、すでに歴史資料となった所謂公文書等(official documents and others)であって、かつて官公署においてその事務執行上作成又は收受された公文書その他の記録を指している。官庁文書の読解という従来の福澤研究、塾史研究では余り顧みられることなかったアプローチによって、先行研究が取り残して

きた部分に、あるいは新しい側面から光を当てることができるともかもしれない。具体的には、国立公文書館で「諸雑公文書」<sup>(2)</sup>と称されている文書群に含まれている、

(1)、「華族ヲ武辺ニ導ク之説」及び「福澤論吉建言ニ付華族答議」

(2)、「慶應義塾生徒徴兵免役ニ関スル願書」及び「慶應義塾生徒徴兵ノ儀ニ付文部省意見」

を、周辺資料と併せて順に紹介したい。(1)と(2)の両者は、作成時において直接の関連はなかったものの、今日これらを見ると、はしなくも「徴兵令」を軸に華族制と私立学校という三つのテーマをめぐって、明治十年代の福澤論吉、慶應義塾そして太政官政府までが共有した、時代認識の一つの流れが浮かび上がってくるのである。

## I

### 「華族ヲ武辺ニ導ク之説」

明治二(一八六九)年に、公卿と諸侯を包摂して「華族」と称することで歩み出した近代日本の貴族制度は、「華族令」(明治十七年)及び「華族世襲財産法」(明治十九年)の制定によって、一応の確立をみる。当初から華族をもって「皇室の藩屏」たることが期待されていたことから判るように、「天皇」を中心とする制度として創出されつつあった明治国家体制と非常に密着する政治課題として、その確立が急がれたのである。ところが、この華族制の問題については、日本近代史学、政治学等の分野における従来の研究業績が、いまだ不十分な段階にあるようだ<sup>(3)</sup>。本稿は資料紹介として準備したもので、余り問題設定の枠組みを広げるつもりはないが、最初

に取り上げる福澤諭吉建言「華族ヲ武辺ニ導ク之説」及び「福澤諭吉建言ニ付華族答議」は、そのような問題を考察する際の好個の材料となりえよう。

そこでまず、「華族ヲ武辺ニ導ク之説」であるが、これは明治十二（一八七九年）、福澤からとぎの右大臣・華族会館長岩倉具視に宛てられたもので、すでに、

(1)、慶應義塾編『福澤諭吉全集』(一九六八～六九年、岩波書店)第二十卷(以下本稿では『全集』20のように略記する)所収「華族を武辺に導くの説」(これが日本近代思想大系2遠山茂樹校注『天皇と華族』(一九八八年、岩波書店)にも再録されている)

(2)、石河幹明『福澤諭吉伝』第二卷(一九三二年、岩波書店)の第二十七編「先生と維新政治家」に引用されている「華族を武辺に導くの説」

(3)、霞会館編刊『華族会館史』(一九六一年)巻末付録所収「福澤諭吉華族ヲ武辺ニ導ク意見書」

として比較的広く知られている。(1)は、同年五月十四日付「郵便報知新聞」に転載された記事を底本とし、添手紙(『全集』17所収)と思われる書簡の日付から、建言作成の時期を二月七日としている。(2)の出版もおそらく同じであろう。一方(3)は、作成時期を五月三日としているが、この典拠はおそらく、『華族会館誌』巻六の五月の条で、「三日寫字生ヲ傭ヒ福澤諭吉ノ建議書ヲ謄写セシム是ヨリ先キ諭吉書ヲ館長ニ贈リ華族ヲ武辺ニ導クノ意見ヲ陳述ス<sup>(4)</sup>」と記されていることに基ついていると思われる。「華族会館誌」はこのあと、建言の全文を引用し(これが(3)の底本だろう)、さらに「七日福澤諭吉ノ建言書ヲ族管長ニ配賦シ同族ヲシテ各意見ヲ陳セシム<sup>(5)</sup>」という経緯を伝えている。以上のような事情であるから、『全集』『福澤諭吉伝』『華族会館史』共に建言の原本から直接筆写されたものではないと推定できる。

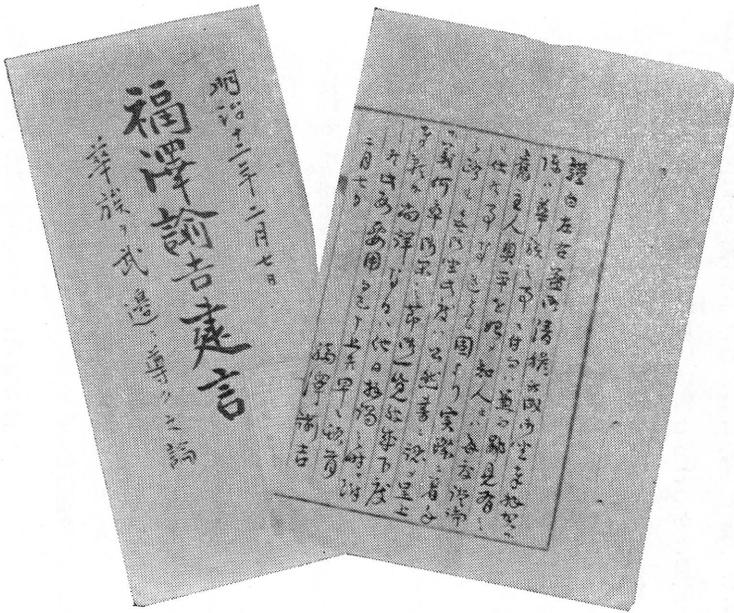


写真 1 「華族ヲ武邊ニ導ク之説」

ところで、国立公文書館所蔵の「諸雑公文書」の中には、表に「明治十二年二月七日」「福澤諭吉建言」「華族ヲ武邊ニ導ク之論」と墨書された袋に入れられている一綴の文書が残っている（写真1）。この文書は片面十行の野紙に墨書されており、一見建言の原本かと思われたが、添状の福澤の印判のところが「印」となっている。これもやはり筆写物であることが判るとはいえ、(1) (3)に較べれば、建言の原本から直接筆写された可能性が最も高いテキストといえよう。

問題は建言本文の校合であるが、『全集』『福澤諭吉伝』『華族会館史』各々との間には、若干の字句の異同が認められるほか、段落の区切り方に違いが目立つ程度で（『諸雑公文書』所収のものは頻繁に段落換えをしている）、論旨に差異が生じるほどのことはない。それゆえ、建言の全文を掲げることはないが、次節との連絡上

必要な程度の要旨のまとめをしておきたい。

——世界はいまや「禽獸世界」と呼ぶべき弱肉強食の競争社会で、その間にあって一國の独立を維持していくには、兵力が不可欠である。「國の經濟上」の負担をできるだけ軽減しながら兵力を増強するには、「華族を奨励して兵事の氣風を養ふの策」を採るのが捷徑であろう。軍人には名望が必要であり、それには華族の旧藩地における「名望を利用」すべきである。具体的には、①「兵書を読み」、②「講武会（ミリタリ・クラブ）」を結成し、③「華族に限りて徴兵の法を殊にし、該族の子弟は固より兵役に服すれども、之を兵卒に用いずして海陸軍の士官学校に入れ、最初より士官の技術を教ふる事」④「徴兵令」に改訂を加える、の三点を施す。これは、資本上國家に有益であるのみならず、華族一身一家についても、仮に学問で立身出世を図る場合のように、平民と同じ出発点に立って競合するような事態を避けることができる。そこで、「華族は政府の議政行政等の事をは暫く度外視して、講武護國の一方に身を委ねるべきなのである。

福澤の建言がなされた明治十二年当時、ありうべき華族制への模索はなお混沌とし、その中心に立つべき岩倉具視や伊藤博文の脳裡にも、まだ確たる見通しがあつたわけではない。あえてそのような時期に、公卿と諸侯からなる華族——「廢藩置県以後、世論は華族をもって家禄によって生活する無為徒食の逸民であるとした」<sup>(6)</sup>——を叱咤して軍人にするという、考えてみれば荒唐無稽な建言をなす真意は、奈辺にあつたのか。ましてこのころ、塾財政の危機を政府からの資金援助によって切り抜けようと計り、諸參議を回って依頼方に努めていたことを考へ併せると、社頭福澤としては、物議を醸すような言動は差し控えるべきではなかつたのか。

この建言の真意、本当のねらいは何だったのかと自問したとき、そもそも福澤一流の茶氣から出たもので、実現の可能性など眼中になかつたのではないかとも考えてみた。しかし、岩倉宛の添状によると、建言の写しを山県有朋、西郷従道、川村純義という陸海軍卿を含む三參議にも送付しているのであり、さらに知人宛の書簡の中

では、「華族を武に導くの一途、何も恐るゝに足らず。今の華族が花柳に戯れ風月に耽るよりも鉄砲にても取扱ひて少しは男子らしく可相成哉と婆心のみ」と書き送っているのを見ると、単なる茶気でもなさそうである。また、建言送付翌二月八日の三田演説会で、「華族を武辺に導くの説」と題した演説を行っていることも、福澤の熱意を示す傍証となろう。

ここで一つ注目してよいと思うのは、「徴兵令」と華族制の關係ということである。福澤は建言提出四日後の二月十一日付岩倉宛書簡の中で、「右書（建言を指す―引用者）中には少々政府上のケ条有之、譬へば徴兵令を改め云々等の義は、全く私共の公に発言可仕事柄に無御座」といいながらも、続いて「成規の改革は徹頭徹尾政府の意に出で、建言の有無に拘らざる様外面を美に仕度様御座候」という具合に、「徴兵令」改正の場合への気配りまでみせているのである。「徴兵令」については次章Ⅱでより詳細に述べようと思うが、同令条文中に華族を徴兵免役又は猶予にするという規定はないし、別に華族の特権として徴兵免役又は猶予が明文化されているということもない。したがって、華族の子弟も徴兵に応ずるような事態もありうるが、現実には様々な免役又は猶予条項の適用によって、そのような例は皆無であったろう。しかしその後、勅諭（宮内卿諭達、岩倉意見書などが相繼いで出され、華族が陸海軍に従事することが奨励されることとなり、実際、明治十六（一八八三）年、華族会館の手で陸軍予備士官学校が創立されたのである。要するに、福澤の建言は、華族制確立という政治課題の要請を先取りする形で提出されていたことになる。

「徴兵令」の改正という具体的な提案をも含んだ福澤の建言は、最も効果的な提出のされ方をしている。当時、政府に立法上の意見を上申する際に認められていた正規の手段は、元老院への上書・建白であったが、福澤はそれを政府の大黒柱と目される岩倉に直接送付したのである。建言のもたらす波紋は、考えられるよりもはるかに

大きく広がっていった。それは、福澤の発言がもつ影響力の大きさ——政治課題を的確に先読みするセンス——と、岩倉の華族制確立へ邁進する意志の強さの相乗効果によって生じたのであろう。福澤による一篇の建言に対して、各華族の答議（意見書提出）という事態に至った模様を、次節ではみていきたい。

### 「福澤論吉建言ニ付華族答議」

現在、国立公文書館の内閣文庫の所蔵資料として閲覧に供されている「岩倉具視関係文書」には、建言に関する福澤の書簡及び各華族の答議十通が含まれており、すでに一部では知られている（写真2）。岩倉に関する資料については、大久保利謙氏がとくに『岩倉公実記』との関連で書いているし<sup>(13)</sup>、「岩倉具視関係文書」が内閣文庫に蔵されるに至った経緯については、同文書目録の「後記」に簡潔にまとめられているので、ここで繰り返すことはしない。要するに、『岩倉公実記』の編纂にあたった多田好問が、ちょうどその編纂時期に内閣記録課長（内閣文庫を所管）の職にあつたため、編纂資料の一部が内閣文庫に残置され、今日に伝わっているのである。その中に偶然、福澤の書簡及び各華族の答議が含まれていたことになる。

福澤の書簡は、明治十二年二月十一日付岩倉に宛てられたもので、自筆とみられるが、前節註(9)(10)ですでに引いたように『全集』17に収載されているから、そちらを参照されたい。

建言に対する各華族の答議は、片面十三行の華族会館野紙に墨書されており、まず次のようにあるから、幹事が取りまとめて館長・副館長に供覧した文書の綴りといえる<sup>(15)</sup>。

福沢論吉建言華族ヲ武辺ニ導ク之答議、更ニ別番之通り申出候条有之候間、呈覧候也。

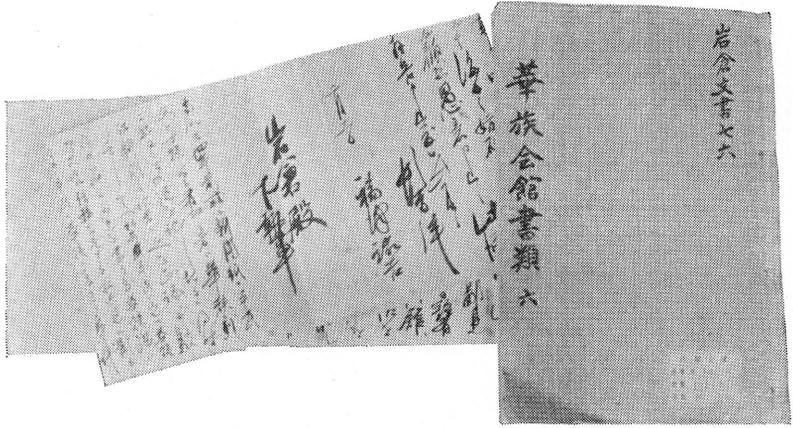


写真 2 「書簡」「福澤論吉建言ニ対スル華族ノ意見書呈覽附意見書十一通」

明治十二年六月廿五日

幹事醍醐忠敬<sup>⑧</sup>

館長岩倉具視殿

副館長鍋島直大殿

福澤論吉建言華族ヲ武辺ニ導ク之答議

見込無之

堀貫通

不同意

伊達宗徳

同

伊達宗教

同

加藤泰令

見込無之

加藤明実

同

間部詮道

不同意

伊達宗孝

同

遠山友悌

同

遠山友祿

同

加藤泰秋

同

仙石政<sup>固</sup>

右

このあとに、各華族の答議(写し)が順に綴じられている。日付のあるものをみると五月二十九日から六月四日までの間に提出され、宛先は(館長)岩倉具視、(族長)<sup>16</sup>伊達宗城あるいは華族会館御中となっている。内容は、いずれも建言の実現化に消極的なもの



写真 3 「福澤諭吉建言ニ付華族答議」

で、要するに、華族とはいえ各人の嗜好や適性に相異があるのだから、それを押し並べて軍人になることを奨励するというのは、「見込無之」「不同意」だとする。各華族がこのような答議をなすに至った経緯を推測するならば、前節註(4)で引いた『華族会館誌』巻六、五月七日の条からも判るように、福澤の建言は各族管長を通じて各華族に配付され、意見書提出が要請されたものと思われる。ただし、右の引用文中冒頭近くのところに「更ニ」とあるので、この十名十通は追加の分で、それ以前に他の答議が取りまとめられていたことを予測させる。

実はそれが、『諸雑公文書』の中に残されている「福澤諭吉建言ニ付華族答議」と題された一綴である(写真3)。この文書は、先に紹介した「岩倉具視関係文書」所収の十通の答議と同じ形式、すなわち、まず幹事から館長・副館長に宛てた短い送り書きがあって、次に各答議の

結論要旨（賛成、反対の別）と提出者の氏名が一覧表風にまとめられており、そのあとに各華族の答議（写し。ただし、これが明治十二年当時の写しか、あるいは『岩倉公実記』編纂時点の写しかは、判然としない）が綴られていて、いずれも片面十三行の華族会館野紙に墨書されている。以上から判断すると、おそらくこの文書も本来「岩倉具視閣係文書」として編冊されるべきものだったのに、何らかの理由で脱漏してしまい、未整理資料として「諸雑公文書」に一括されたのであろう。とにかく次に、送り書きと結論要旨・氏名の部分までを掲げてみたい。

過日御下間相成福沢諭吉建議華族ヲ武邊ニ導ク之答議写一冊上陳候也。

明治十二年六月十八日

幹事 醍醐忠敬<sup>㊦</sup>

館長岩倉具視殿

副館長鍋島直大殿<sup>㊦</sup>

福澤諭吉建議華族ヲ武邊ニ導ク之答議摘要

精神同意

加納久<sup>〔註〕</sup>

同

徳大寺実則

同

藤波言忠

同

脇坂安斐

同

生駒親敬

同

本庄寿巨<sup>〔註〕</sup>

同

大久保利和

同意

九鬼隆義

精神同意

柳生俊郎

不同意

久松勝成





異見無之

不同意

異存無之

意存無之

不同意

同

贊成

見込無之

不同意

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

右

第十六類總代

水野忠精

水野忠順

堀田正養

堀田正頌

堀田正倫

稻葉久通

稻葉正善

牧野貞寧

黒田長溥

鍋島直大

酒井忠強

酒井忠邦

酒井忠経

酒井忠匡

酒井忠彰

板倉松叟

稻葉正邦

奥平昌邁

藤波言忠

小笠原貞孚

柳澤保甲

第四十五類總代

第卅一類總代

第五類總代

第廿八類總代

氏名が挙っているのは七十四名だが、総代が取りまとめる形で提出されている答議もあるから、実際には百名以上の意見が集輯されている。<sup>(17)</sup>「岩倉具視関係文書」所収の文書よりも、収録人数がはるかに多い上、のちの「華族令」で公侯爵となる上級公卿や大藩の諸侯が散見され、また何よりも、「精神同意」や「賛成」も含めて、答議内容が多様性に富んでいることが期待でき、それぞれの出自や経歴を考え併せると大変興味もたれる。

このうち、最も簡潔明瞭な賛成論は旧館山藩主稲葉正善の答議で、「福沢諭吉建言ノ趣旨、可ト見込候ニ付、賛成致度候事」というものである。一方、反対論・消極論の論理は華族の処世は各人の嗜好や適性に基づくべきだとするもので、一例を挙げれば旧山口藩主毛利元徳による次のような答議に代表される。

今般示サレシ福沢諭吉建言ノ旨趣、我同族ノ気風ヲ振ハシ其遊惰ヲ戒シムルノ意、懇篤至レリト謂フヘシ。嘗テ聞ク、歐洲各国ニ於テモ貴族ヲシテ各事ニ従事スルノ制アリト。然レモ之ヲ熟考スルニ、嘗ニ海陸軍ノミニ従事セシムルハ、其自由ヲ束縛スルニ似タリ。如何トナレハ、人各強弱アリ、強ハ其重責ニ堪ヘクモ、弱ハ堪ル能ハサラン。且、文ヲ好ムアリ、武ヲ好ムアリ、各其類スル所ニ従ヒ、其意ヲ伸暢セシムヘシ。之ヲ同視シテ各事ニ強ユレハ、却テ其望ム所ヲ失ハシメ、其所長ヲ得サラシムルニ至ランカ。仍テ鄙見ヲ陳述ス。

第三部第四拾類

從三位毛利元徳印

十二年五月卅一日

館長岩倉具視殿

また、分析的な「見込書」を提出したのは、旧佐賀藩主鍋島直大を族長とする第四十五類の華族一同である。福沢諭吉華族ヲ武辺ニ導クノ建言辱ニ依リ、第四十五类族中ハ別紙ノ通見込ニ御坐候。尤、鍋島直形義ハ当今沖繩縣任赴中ニ付、追テ見込ノ義モ有之候ハ、其節辱取ヲ以テ可申上候也。

第四十五類族長

鍋島直大

明治十二年六月一日

館長岩倉具視殿

見込書

一華族ハ四民ノ上ニ在ルヲ以テ、兵吏ニ熟練ノ者ハ言ニ及ハス、凡海陸軍ニ用ユルキハ士官以上ト為スノ特權アリタシ。

一華族幼者ヲシテ文武共ニ導キ、其志ニ依リ學業ノ方向ヲ定ムルヲ可トス。

一華族ノ本色ヲ變シ、武一偏ト為スハ不可。

一華族社會ノ約則ヲ以テ専ラ武ニ導クハ可ト虽モ、前條ノ如ク政府ニ法ヲ立ルハ甚不可ナリ。

明治十二年六月一日

第四十五類華族中

これらのほか、比較的長文で多岐にわたる問題点を含んでいる、(1)九鬼隆義、(2)広橋賢光、(3)奥平昌邁、の答議を順に紹介し、読者の参考に供したい。

(1)、九鬼隆義は旧三田藩主、「華族令」により子爵となる。答議はまず福澤の建言に「大ニ喜悅」の意を表し、昨今の華族が「文弱ニ流ルヽノ弊」あるを憂い、武辺に導くことよって「大ニ國ヲ守ルノ基礎ト成リ、王室ヲ維持スルノ功ヲ奏スルニ至ラン」という。

〈九鬼隆義答議〉

本年三月隆義滯京中、福沢氏ノ華族ヲ武辺ニ導クノ説アリト云フヲ聞キ、嘗テ言ハント欲ノ其説ヲ得サリシモ、始メテ題目ヲ得テ大ニ喜悅セシガ、這般館長ヨリ同氏ノ建言ヲ我華族一同ニ示シ、各自其考ル所ヲ述ヨトノ布達アリシト聞キ、雀躍ニ不堪。素ヨリ淺々ノ意見論スルニ不足ト虽モ、悦ヒ勇ンテ応答セシムルハ有ルヘカラス。其レ我華族ヲノ武辺ニ導クノ術ハ、則國家ノ興廢、王室ノ安危ヲ定ルノ急務也ト云ハサルヲ不得。論者或ハ言ハン、天下稍安寧ニ属スルニ當リ、華族ヲ武辺ニ奨励スルキハ、華族中旧大名ノ如キ貴重ノ地位ニ居テ且家産ニ富ミ、又旧藩ノ土産旧義未タ全く忘れサルノ名族アレハ、威權忽チ旧時ニ復シ、殺氣再海内ニ生シ、意外ノ災害謀ル可ラストモ、天下ノ事、一

得一失、一利一害、形ニ影ノ隨フガ如ク、古今其弊ヲ免レサル所ノ通患ナレバ、之ヲ察シ之ヲ撰シ、前者之ヲ施シ后者之ヲ救ヒ、其宜キヲ得ル者能ク天下ノ治安ヲ保ツ者トスルニ非スヤ。今ヤ華族治安ニ浴シ風流雅致アルハ甚タ美ナリト虽レ、文弱ニ流ルムノ弊無キニ非ス。之ヲ救フニ武ヲ以テセバ、華族独リ幸福ヲ保ツニ止ラス、大ニ國ヲ守ルノ基礎ト成リ、王室ヲ維持スルノ功ヲ奏スルニ至ラン。我華族ハ數代天下ニ名ヲ知ラレ、其習慣天下人心ノ重ンスル所、理論ノ外ニ出テ、而ノ又其一歳穫及所ノ歳入金モ僅少ニ非スノ、數代貯タル所ノ物品モ亦甚多シ。加之貯蓄スル所ノ金円又許多ナルベシ。之ヲ以テ専ラ武辺ノ用ニ供スルキハ、政府治財上ニ不拘ノ福沢氏ノ論スル所ノ如ク強兵ノ一端ヲ補ケ得テ、外國ト交故アルノ際ニ当テハ必其功ヲ為スモノアラン。而ノ士族ノ如キモ、華族ノ方向ニ準シ遷転ノ國ニ尽ス衷ヲ得ルノ方法ヲ示サハ、一旦戸位素餐ノ譏リヲ得タルモ、却テ有用ノ具ト成リ、國威大ニ奮ヒ、王室愈堅固ナルヲ得ルニ至ラント必セリ。然レモ、前既ニ述ル如ク、其弊無キヲ不免。賢哲ノ士宜シク之ヲ保持ノ、其災害ヲ醸スニ至ラ令メサランコトヲ欲ス。謹テ愚意ヲ陳ス。敬白。

新瀉寄留

九鬼隆義 ○

明治十二年五月 日

管長

協阪安斐殿

玉案下

(2)、広橋賢光は藤原北家日野流の旧公卿で、「華族令」では伯爵となる。伊藤博文が憲法調査のため欧州に派遣された際には、参事院議官補のまま随行を命ぜられ、皇室制度・貴族制度の調査にあたった。帰国後、法制局、内務省、内閣等の参事官、局長を経て宮内省に転じ、晩年は貴族院議員となる。この経歴からも判るように、公卿出身華族の中ではホープの一人と目される。

答議は、華族を武辺に導くことよって「王室ヲ維持」するという思考方法を闡明にしたもので、その論理

は明解である。まず、「争利競強ノ世」を前提に、兵力増強によつて「国家ヲ保安スル」という基本的枠組みを示し、そのためには、財政状況も勘案して、華族の有する名望を「武辺ニ利用」すべきだとする。ついで、華族を将校として用いることに對しても、すでに「君主政体」を選択したからには、国民の権利の不平等を意識すべきで、「華族ノ特典」を批判するのは二×二〇四として二×三〇六としない類の謬算だといふ。そして、華族を武辺に導いたとき封建の余焰が再燃するといふ危懼に對しては、幕藩体制下の諸侯がいわば「自然ノ勢」に立脚していたのに對し、明治国家体制の下で確立されつつある華族は「国家ノ制度」として構想されているのだから、「国家ノ一致ヲ害スル」ような心配は要らないとする。極めてリアリスティックな思考方法であり、ここに近代的な行政運用を支える論理、政治指導の思想をも読み取ることが可能であらう。

〈広橋賢光答議〉

本年二月七日、福澤氏華族ヲ武邊ニ導クノ説ヲ書シテ、而シテ華族會館長ニ呈ス。館長即チ之ヲ華族一般ニ轉致シテ、以テ意見ノ如何ヲ問フ。賢光亦其書ヲ見ルヲ得テ、探尋釋想自ヲ粗笨ヲ遺スシ、茲ニ卑見ノ有ル攸ロヲ記シ、以テ同氏ノ説ヲ贊シ、敢テ諸公ノ進止ヲ待ツコト如此。

今ヤ宇宙ノ間、英佛獨魯曰ク何曰ク何、相峙シ相睨シ、各々其強且ツ大ヲ争フ。此時ニ當テ苟モ日本ヲシテ之ニ拮抗セシメン乎、則チ自然ノ傾遲ニ委ヌルヲ得ス。故ニ彼ニ及ハサル如キ者ハ、之ヲ補足セサルヘカラス。而シテ我事ノ彼ニ及ハサルハ、則チ兵力ノ弱キヨリ甚タシキハナシ。故ニ之ヲ補足セサルハ、則チ常ニ一籌ヲ彼ニ釀ラサルヲ得サル而已ナラズ、彼若シ不義ヲ我ニ行ハンヤ、我レ將タ何ヲ以テカ之ヲ禁セン。彼若シ專盜ノ拳動アランカ、我レ亦何ヲ以テカ之ヲ咎メン。國ヲ愛スル者、宜シク今日外交上ノ利勢ニ付テ以テ深慮遠謀シ、預シメ其之ニ備フル所ノ策ナカルヘカサル也。而シテ賢光熟ラ古来ノ形勢ヲ見ルニ、國家ヲ保安スルヤ兵力ヲ強クスルヨリ善キハナシ。況ンヤ今日争利競強ノ世ニ於テヤ。是ヲ以テ彼常ニ巨大ノ資ヲ費シ専ラ兵ヲ強クシ、兵強カラサレハ則チ國家ヲ保安スル所以ニ非ラサレハ也。況ンヤ我兵力ノ彼ニ及ハサル遠キヲ以テ、彼ノ之ヲ必要ト為スヨリモ一層必要ナルニ於テヤ。

然リト雖<sub>レ</sub>、我兵事ヲシテ姑ラク今日ノ制ニ由ラサルヲ得ストナス者ハ、何ソ財政ノ許サムル所アルカ故也。是ヲ以テ、福澤氏ノ説ノ如ク、經濟上必ラス大害ナクシテ、而シテ兵力ニ益スヘキモノアレハ、則チ断然之ヲ行フヘント云フニ至リテハ、三千万中苟モ國ヲ愛スルノ心アル者ハ、必ラス之ニ左袒スヘキヲ知ルヘキ也。然レトモ論者或ハ云ハシ、兵ハ唯名望ニ依テ用ユヘカラス、且名望ハ人ニ存シテ、而シテ門地ニ存スル者ニアラス。就ソ華族ヲ名望アリト云テ、而シテ將校ニ取ルヘキヲ得ント。是レ蓋シ皮相ノ見ナル而已。何トナレハ、兵ハ唯名望ニ因テ用ユヘカラスト雖<sub>レ</sub>、然レトモ亦名望ニ依ラサルヲ得サル者アリ。試ニ之ヲ近事ニ徵サン乎。西南ノ役、有栖川宮之カ総督トナリ戊辰ノ役、皇族公卿各々一道ノ將トナリ、而シテ諸軍ヲ帥ヒテ以テ其伐ヲ立テ、其功ヲ奏シタルモ、畢竟皇族ニハ則チ皇族ノ名望アリ、公卿ニハ則チ公卿ノ名望アリテ、而シテ大ニ兵氣ヲ助クル所アレハ也。若シ戊辰ノ役、皇族公卿ヲ以テ知兵ノ術ナント為シ、而シテ但ニ藩士ヲ用ヒシメハ、乃テ其戰勝勘定ノ功ニ於テ將ニ如何ノ者アラントスルカ。今ヨリ之ヲ顧テ、以テ其難キヲ知ルヘキ也。又西南ノ役、智武勇畧其人ノシカラス。然レトモ、有栖川宮有テ而シテ諸軍ヲ督シ、一ツ其策ヲ誤ラス、竟ニ凱歌ヲ奏セシヲ見ルニ、是亦皇族ノ名望アリテ而シテ將卒ノ欽慕尊崇ヲ受クルノ致ス所ナリ。若シ當時兵ヲ知ル者アリ、而シテ其人嘗テ門地ナシ、而シテ之ヲシテ諸軍ヲ督セシメン乎、其功ヲ奏スルノ難易ハ掌ヲ指シテ知ルヘキ也。然ハ則チ兵ヲ用ユル亦名望ニ依ラサルヲ得サルヲ知ルヘキ也。且ツ名望ナル者ハ、或ハ人ニ存シ、或ハ門地ニ存ス。譬ヘハ豊太閤、西郷氏等ノ如キハ、則チ己レノ實力ヨリシテ而シテ名望ヲ博セシ者ナリ。又頼朝ノ輪<sub>輒</sub>スク上下ヲ却持シ一世ヲ籠絡セシカ如キ、或ハ義貞ノ威望ノ常ニ正成ノ上ニ在リシカ如キハ、則チ祖先ノ經營セシ所ノ門地ニ素アツテ、以テ多ク名望ヲ得シモノナリ。況ンヤ西郷氏ノ嶋津氏ニ依テ身ヲ起シ、豊太閤ノ足利氏ヲ冒サント欲セシカ如キ、乃チ名望ノ門地ニ得易クシテ、實力ニ得難キヲ証スルニ足レリ。故ニ今日ノ華族タルヤ、其體脆弱、其智凡庸ノ者多シト雖<sub>レ</sub>、旧藩主ノ旧封ニ於ル其名望ノ隆キ、啻ニ士族平民ノ企テ及フヘキ而已ニ非ラス。公卿華族及ヒ皇族ト雖<sub>レ</sub>亦或ハ之ニ企テ及フヘキニ非ラサルヘシ。加之僻遠偏陋ノ士民ニ至リテハ、唯旧藩主アルヲ知テ、而シテ未嘗テ朝廷アルヲ知ラサル者アルモ尚知ルヘカラス。夫レ如此ノ名望ハ虚名ノ如シト虽<sub>レ</sub>、然レ之ヲ社會上ノ一大實力ヲ有ツ者ト云フ、豈ニ可ナラザランヤ。故ニ華族ノ名望ヲ武辺ニ利用スル時ハ、則チ國益ノ益タルヤ知ルヘキ也。然レ論者亦或ハ云シ、華族ヲ特ニ將校ニ用ユルハ理ニアラス、且ツ華族ヲ武邊ニ導クハ

再ヒ封建ノ餘焰ヲ起シテ、而シテ國家ノ一致ヲ害スルノ恐レアリト。是亦一ヲ知テニヲ知ラサルノ論ナル而已。何トナレハ、已ニ華族ノ族名ヲ設クルヨリハ即チ之ヲ處スルニ相應ノ特典ヲ以テシテ、成ヘク名實相適フ者トシテ、而シテ之ヲ利用セサルヘカラス。夫レ華族ノ名望タル、猶良材ノ如シ。而シテ之蟲蠱ニ委ネテ器用トナサムルハ、良工ノ取ラサル所ナリ。故ニ之ヲ利用シ、之ヲ武辺ニ導キ、以テ宜シク國家ノ益トナスヘキナリ。夫レ國家ヲ利セント欲シテ而シテ華族ヲ特ニ將校ニ用ユルヤ、固ヨリ理ナキニアラサル也。若シ夫レ如此キモ、之ヲ理ニ適セストセン乎、則チ今日ノ華族モ癢セサルヘカラス。華族已ニ癢スヘシト云ン乎、則チ何故ニ國民ノ權利ヲ平等ニシテ一般ノ門地ヲ廢スヘシト云ハスシテ、而シテ君主政体ヲ奉スルヲ理トナスヤ。已ニ君主政体ヲ奉シ而シテ華族ノ特典ヲ咎ムルノ說ハ、則チ二二ケ四ヲ四ト為シテ、二三ケ六ヲ六トナサムルカ如シ。之ヲ繆算ト云ヘキナリ。モンテスキュー氏曰ク、君主ナケレハ貴族ナシ、貴族ナケレハ君主ナシト。已ニ君主政体ヲ立ツ、奚ソ華族ナカルヘケン。已ニ華族ヲ置ク、奚ソ之ヲ處スルニ特典ヲ以テシテ、而シテ之ヲ利用セサルヲ得ン。且ツ華族ヲ武辺ニ用ユルモ、封建ノ餘焰ヲ起シテ而シテ國家ノ一致ヲ害スルコトナカルヘキ也。何トナレハ、封建ノ諸侯ハ素ト國家ノ制度ヲ以テ設立セシ者ニアラスシテ、而シテ自然ノ勢ニ成ル者ト雖モ、今日華族ヲ武辺ニ用ユルハ全ク國家ノ制度ニ由テ以テ設ル者ニシテ、封建ノ諸侯ノ私ヲ謀リ國ヲ遺ルノ比ニアラスシテ、而シテ華族モ亦人民ト協和シテ以テ國家ノ利ヲ謀ルノ具トナルヘシ。故ニ却テ全國ノ一致ヲ堅クシテ、以テ士民ト華族トノ間ヲ親密ニシ、政府ト華族トノ間ヲ親帖ニスル所以ノ者ト云ヘキ也。是ヲ以テ華族ノ名望ヲ國家ノ用ニ供セント欲セハ、則チ之ヲ武辺ニ導キ、而シテ後チ國家ノ益タル知ルヘキ也。且ツ夫レ華族ノ為ニ之ヲ考レハ、則チ國家ニ盡シ易キノ道ヲ得テ、而シテ華族ノ華族タル所以ヲ全フスルコトヲ得ヘク、況ンヤ往年ノ勅旨ニ奉答シテ以テ祖先ノ家名ヲ全フスルヲ得ヘキニ於テオヤ。是レ賢光カ福沢氏ノ說ヲ贊成スル所以ノ者ナリ。然レトモ、其說ク所ノ事一々意ヲ同フスル能ハサル者ナキニ非ラスト雖モ、之ヲ說中ノ餘論ト為シテ敢テ茲ニ詳論セサルモノハ、唯其說ノ行ハルムノ日ヲ待テ政府ノ斟酌ニ讓ラント欲スル耳。

明治十二年五月卅一日

館長岩倉具視殿

副館長鍋嶋直大殿

廣橋賢光

(3)、奥平昌邁は旧中津藩主、「華族令」では伯爵となる。福澤にとっては「旧主人」であると同時に、「慶應義塾入社帳」によれば明治四（一八七二）年入社しているので、弟子ということになる。両者の微妙な関係は、奥平の答議冒頭から即座に感じ取れる。ところが、奥平はこの答議を提出した直後の明治十二年六月一日肺炎に罹って、その年の秋（十一月二十六日）に歿してしまふ。したがっていささか悲劇の様相を帯びた答議ということになるが、全体の中で最も長文でかつ論旨も明解であり、實際渾身の力をふりしぼって書かれたものであることが窺える。

答議の基調は福澤の建言に対する反対論となっていて、華族を武辺に導くことで華族会館は「一棟ノ兵營」に変じてしまふといい、人間には「天賦固有ノ自由」があり、その中でも「意向ノ自由」「行為ノ自由」はとくに重要で、華族とはいえその「自由」を拘束されることはない。そこで、「彼ノ自由家ヲ以テ自カラ任シ、世人モ亦之ヲ許シタル福澤氏其人ニシテ、我同族ニ限り如斯説ヲナス、昌邁豈切論セサルヲ得ン哉」と反撃を打ち、福澤の説を「疎漏」「杜撰」だと断じる。そもそも「文明ノ世」は「金力」と「智力」に恃むべきだとするのは、まさに福澤の弟子を感じさせる主張で、現実的な対応策として学習院における教育に言及して答議をむすんでいる。

〈奥平昌邁答議・抄〉

昌邁謹テ一書ヲ正副兩館長君ノ玉机下ニ呈シ、過般諮詢ヲ蒙リタル旨ニ答フ。夫レ昌邁福澤氏トハ從來ノ舊交アリ、且師弟ノ關係アルヲ以テ、今回氏ガ兩君ニ呈セシ華族ヲ武邊ニ導クノ説ハ、前日既ニ氏ヨリ聴シセリ。昌邁其時已ニ氏ト意見合ヘス、數回異説ヲ陳ヘ反復討論ヲ試ミンガ、此一事ニ至テハ到底意見相投スル能ハズシテ已ミス。然ルニ、今ヤ復前日ノ異説ヲ重陳セサルヲ得サルノ位地ニ立チ、中心甚タ好マサレト如何セン。此説タルヤ、元來同族一般ノ興廃ニ至大ナル關係ヲ有シ、若シ一旦之ヲ實地ニ施行スルハ、數年ヲ出ズシテ我儕々皆碌々タル一個ノ武人ト化シ、

我儕 聖勅ヲ奉シテ設立シタル會館ハ、徒ニ一棟ノ兵營ニ変スルノ慘觀ヲ呈センモ、或ハ知ル可カラサルナリ。故一身ノ非才淺学ヲ省ルニ暇アラス、聊カ卑見ヲ條陳セントス。

(中略)

夫レ名望ナル者ハ、人智未タ煥發セス學術尙進歩セサル未開ノ時ニハ容易ク得ラルベシト雖モ、人智既ニ煥發シ學術亦進歩シタル文明ノ世ニハ、決シテ其實力ナクシテ、之ヲ私スルコト能ハサルナリ。是レ華族獨リ爾ルニアラス、宇宙間普通ノ定則、人生社會ノ常數ニシテ、三尺ノ童子モ惑ハサル所ナリ。然ルニ、福沢氏其人ニシテ、將ニ我國ヲ去ラントス未開ノ状態ヲ基礎トシ、我同族ヲ誘掖ノ公私ノ利ヲ致サシメントス。豈難ラスヤ。

(中略)

我同族ノ武術ニ従事スルノ無功不利ナル所以ハ、則我同族ガ文明ノ世ニ其位地ヲ保チ、開化ノ世ニ其權勢ヲ有スルハ、全ク金力ト智力トニ是レ依ルナリ。然ルニ、今恃ム可カラサルノ名望ヲ恃ンテ、恃ムヘキノ金力ヲ恃マス、研クヘキノ智ヲ研カスシテ、徒ラニ腕力ヲ研クハ、世運文明ニ赴クニ随テ其地位ヲ落シ、時勢開化ニ遷ルニ準シテ其權勢ヲ失スルハ、猶犀ヲ燃シテ見ル如キナリ。

(中略)

國益ノ一點ヨリ論センニ、華族カ武術ニ従事スルモ、唯ニ僅々タル數百ノ華族兵ト、區々タル數千ノ小銃ト、又馴レサル數百ノ軍馬ヲ増スノミニシテ、整々堂々タル日本帝國ノ海陸軍ニハ、毫益ヲ與ヘサルナリ。

(中略)

斯ク論シ来レモ、人各長短あり、文官亦限アレハ、若シ文官タルヲ得サル者ハ武官ナリ殖産ナリ其他有益ノ事業ヲ興起シテ、公私ノ益ヲ計畫スヘシ。今、駁論ノ局ヲ結ハントスルニ当リ、一言以テ氏ノ說ヲ蓋ハントス。曰ク、若シ文ヲ学テ成ラサルモ尚中等ノ人タルヲ得ン、若シ武ヲ效テ成ラスンバ必下等ノ人タラント。是レ我同族ノ文事ニ勤勉セサル可カラサル確乎不易ノ理由ナレモ、當時ノ華族ヲシテ悉ク斯ノ如クナラシメント望モ、勢行ハレサル所アレハ、今日ノ計ヲ為サンニハ、宜シク先ツ高尚緻密ノ教則ヲ以テ後進ノ子弟ヲ陶冶シ、遠見卓識ノ師ヲ擇テ之ヲ誘掖セシムルニアルナリ。則渡邊氏編纂スル所ノ我学習院教則ノ如キハ、實ニ我子弟ヲ教育スヘキ最上ノ教則ト云フヘシ。嗚呼、

他日我同族其名ニ背カス、其位ヲ辱シメス、外ハ世界萬國ニ對シテ我帝國ノ獨立ヲ保護シ、内ハ上下ノ間ニ中立シテ帝室ノ藩籬タルノ策、是レヲ捨テ、他ニ求ム可ケン哉。伏テ願クハ、兩君幸ニ擇ヘヨ。 昌遇頓首。

## II

### 「慶應義塾生徒徴兵、免疫ニ関スル願書」

明治六（一八七三）年に制定された「徴兵令」は、「国家保護ノ大本」（「徴兵告諭」とされ、維新政府の打ち出した主要施策の一つであった。これに対する民衆の反応は、所謂血税一揆を含めて、社会現象として様々な徴兵逃れの方法を生み出していったけれども、明治十（一八七七）年の西南戦争によって徴兵制度が確立したとみなされる<sup>(19)</sup>。その後、明治十二年、十六年、二十二年の大改正を経て、昭和二（一九二七）年に「兵役法」に引き継がれる「徴兵令」の歴史の中で、明治十年代はいわば摸索期といえ、とくに徴兵逃れと表裏をなす免疫、猶予制度のあり方をめぐって、大小の改正が試みられた。

このうち、明治十六年の改正（十二月二十八日、太政官布告第四六号）は、「軍備拡張に基づく常備兵増加の必要と国民皆兵主義の徹底化、即ち徴兵忌避者除去の必要<sup>(20)</sup>」から実施されたもので、免疫制を廃して猶予制となし、代料をも廃したことにより、「国民皆兵主義に数歩の前進を示した<sup>(21)</sup>もの」という評価が下されている。改正の諸点のうち、本稿との係わりでいうと、第三章が「免疫及ヒ猶予」を定めているが、

(1)、第十八条で「左ニ掲クル者ハ其事故ノ存スル間徴集ヲ猶予ス」とし、その第三項に「官立大学校及ヒ之ニ準

スル官立学校本科生徒」<sup>(22)</sup>

とあり、また、

(2)、第十九条では「官立府県立学校（小学校ヲ除ク）ニ於テ修業一箇年以上ノ課程ヲ卒リタル生徒ハ、六箇年以内  
徴集ヲ猶予ス」

と定めている。すなわち、この改正によって、私立学校の生徒はその学科程度如何を問わず、徴兵猶予の可能性から除外されてしまったのである。<sup>(23)</sup>

慶應義塾でも、翌明治十七年一月には改正「徴兵令」の影響が早速現われ、百余名の退学者が出るなど「義塾を揺り動かすような事件」<sup>(24)</sup>となった。塾では小泉信吉等三名を委員に当て善後策を練った。福澤諭吉も、新年早々の『時事新報』に「改正徴兵令」を連載して政府を批判し、同月中には他の論説と合して『全国徴兵論』を上梓した。<sup>(25)</sup>翌二月になると同紙に「私立学校廃す可らず」<sup>(26)</sup>を投じ、「学問の実」に官私の区別がないことを主張している。また、一月二十八日には文部卿大木喬任を訪問し、徴兵猶予の件を直接依頼するなど、一連のすばやい対応を示したことが判る。<sup>(27)</sup>

この間の事情を最初に広く紹介したのは『慶應義塾五十年史』である。同書は「其後明治十七年一月に至り、更に徴兵令を改正すると同時に、……当時、復た福澤先生の起草にて、其筋に差出せし願書左の如し。尤も此時は不幸にして願意聞届けられざりしものゝ如し」<sup>(28)</sup>と説明したあと、福澤から東京府知事芳川頭正に宛てた願書を引いている。『慶應義塾百年史』は、この五十年史を典拠にして一連の対応を記したあと、やはり願書の全文を掲げ、「これは「私学私塾」を取り潰す政策にはかならない」<sup>(29)</sup>と結論づけている。『全集』19も、本節の標題として借用したような仮題を付した願書を収録しているが、これは同巻の「後記」によれば塾に遺されている文書を

底本とし、異本と校合したものである<sup>(30)</sup>。

右のような事情であるから、願書の内容はすでにかなり広く知られているので、要点のみを簡略に紹介すると――まず、塾の来歴、実績をこれまで蒙ってきた特典にまつわる東京府との往復文書の写しを含めて縷々連ね、「出格之御沙汰」を受けてきた旨を述べ、結論としては、「学問保護之御趣意」によって、塾生徒の徴兵猶予につき、「幾重にも特典之御沙汰奉願候也」というものである。

さて、ここで気になってくるのは、東京府に提出された願書の行方、とりわけ当時の太政官政府の対応である。現在、慶應義塾内にはこの願書に対する指令などは一切残っていないということで、従来の福澤研究、塾史研究は註(28)に引いた見解を大きく踏み出すものではない。また何よりも、願書の行方を追っていくことは、すでに伊藤博文を中心に立憲制度の確立を前提に国家体制の整備を進め始めた政府が、徴兵制度や学校教育制度をどのように構想していたのかを知りうる恰好の材料を提供してくれるであろう。

実は、願書の行方に関する一連のいきさつをある程度まで明らかにする資料を、東京都公文書館所蔵の明治期東京府公文書の中に見つけることができた。それは、外題に明治十六年『徴兵諸規則』兵事課とある簿冊で、その件名番号第五十四に「慶應義塾生徒徴兵之義伺ノ件」と題された一件書類として綴られている。全体の構成は、明治九年以来の慶應義塾と東京府の間で徴兵猶予その他をめぐって行われた交渉についての、東京府(知事)の決裁文書(原議書、控又は写し)を編年に綴じたもので、最後のところに福澤から東京府知事芳川顕正に宛てた「慶應義塾生徒徴兵免役ニ関スル願書」の原本が付されている(写真4)。これによると、この願書が提出されたのは明治十七年一月十一日であったことがはっきりと判る。『慶應義塾五十年史』『慶應義塾百年史』『全集』に収録されている願書とは、若干の字句に相違がみられるものの、内容に大きな差異が生じているようなことはない。

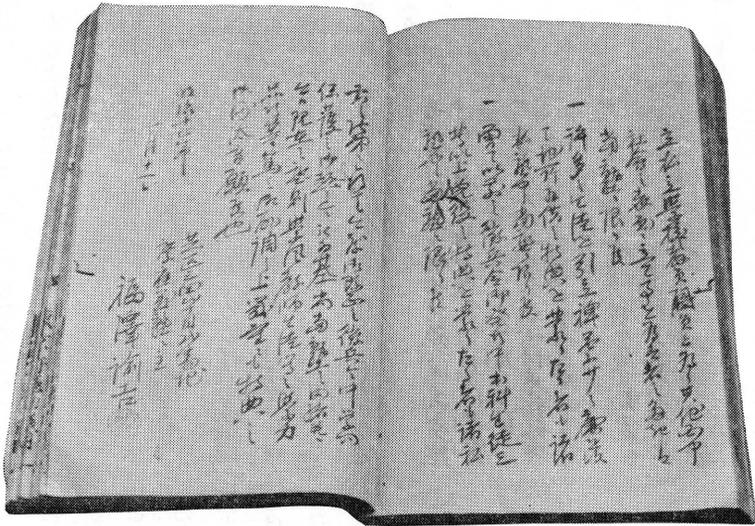


写真 4 「慶應義塾生徒徴兵免役ニ関スル願書」

筆跡は福澤本人とは認められないが、署名の下の黒印は彼が常用していたものである。

つぎに、願書が東京府で受け付けられてから処理が完結するまでの経過を、時間順に再現してみたい（この引用もいささか長文にわたるので、本文は後掲することとしたい）。それによると、願書は一月十一日中に東京府で受け付けられ、内容が徴兵に関することだったので兵事課主管となったようだ。兵事課では(1)の伺案を起案して（二月二十六日付）、おそらく即日知事までの決裁を得る。翌二十七日、東京府知事芳川顕正から陸軍卿西郷従道に宛てられた上申書の控が(2)である。伺いの内容からは慶應義塾に同情的なニュアンスを感じる。これに対する陸軍省の回答は、(3)にあるように、「立法ニ関スル義ニ付、当省ニ於テ詮議難相成候」というもので、一か月以上の時日を費したわりには実に素気ないものである。これを承けた東京府では、四月五日兵事課主管で慶應義塾への指令案を起案したが、それは(4)にみる通り陸軍

省の回答を単に復誦するものにすぎない。

〔慶應義塾生徒徴兵之義伺ノ件〕

(1)、府下慶応義塾々々主福澤諭吉ヨリ、該塾開基以来ノ沿革及特典ヲ蒙リタル廉等ヲ陳ジ、該塾生徒ノ改正徴兵令ニ於テ官立府縣立学校生徒同様取扱相成度旨、別紙出願候間、取調候處、慶応義塾之義ハ他私塾トモ違ヒ、慶応四年来于今夥多ノ生徒ヲ教育シ、其功勞モ不少、曾テ特典ノ御處分相成候事も有之、且ハ塾主ヨリ縷々申出ノ趣モ有之候間、一応御伺相伺可然哉、草按取調相候也。

陸軍卿宛

長官

慶應義塾生徒徴兵之義ニ付伺

今般徴兵令改正相成候ニ付テハ、府下慶応義塾々々主福澤諭吉ヨリ、該塾生徒ノ改正令ニ於テ官立府縣立学校生徒同様特典ノ御處置相成度旨、別紙之通り願出候。右塾ノ義ハ、慶応四年来于今夥多ノ生徒ヲ教育シ、其功勞モ不少、曾テ出格ノ處分相成候義モ有之候間、別紙願書差出候条、特別ノ御詮議相成度、此段相候候也。

(2)、陸軍省受領老第六五六号〔欄外朱書〕

第一八六八号〔朱書〕

慶應義塾生徒徴兵之義ニ付伺

今般徴兵令改正相成候ニ付而ハ、府下慶応義塾主福澤諭吉ヨリ、該塾生徒之改正令ニ於テ官立府縣立学校生徒同様特典之御處置相成度旨、別紙之通り願出候。右塾之義ハ、慶應四年来于今夥多之生徒ヲ教育シ、其功勞モ不少、曾而出格之處分相成候義モ有之候間、何分之御詮議相成候、此段相候候也。

明治十七年二月廿七日

東京府知事芳川顯正 印

陸軍卿西郷從道殿

(3)、陸軍省送達 送甲第六一八号〔欄外朱書〕

別紙慶應義塾生徒徴兵之儀ニ付、該塾主福澤諭吉ヨリノ出願書相添御伺出相成候處、右ハ立法ニ関スル義ニ付、

當省ニ於テ詮議難相成候条、左様御承知有之度、別紙御伺書類返却、此段申入候也。

明治十七年三月廿九日

陸軍卿官房長兄嶋益謙印

東京府知事芳川顯正殿

(4)、府下慶應義塾生徒徴兵之義ニ付、別紙御伺相成候處、右者立法ニ關スル義ニ付詮議難相成旨ヲ以テ、御伺書返戻相成候間、左案之通御指令相成可然哉、相伺候也。

書面願之趣、其筋へ稟議候處、立法ニ關スル義ニ付難及詮議旨申越候条、此旨可相心得候事。

長官

決裁文書の原議綴りなので判読しにくいかとも思うが、これ自体明治太政官期の稟議制の実態が垣間みられて興味深い資料といえよう。本稿の課題に即しているならば、①本件は教育に関する問題でもあるのに、兵事課主管で陸軍省へ上申するというコースを辿ったのはなぜか、②陸軍省では詮議できないのならば、さらに太政官(参事院)まで上申した形跡がないのはなぜか、③「立法ニ關スル義ニ付難及詮議」という指令は、實際慶應義塾まで伝達されたのだろうか、といった三点の疑問が残る。とくに、陸軍省が一月以上もかけて、願書の趣旨そのものを全く取り合わない回答を下していることは、そこにすでに、本件を却下するという政府の意思を読み取ることすら可能である。しかし、その過程は決して単純ではなく、前章Iで紹介した「華族ヲ武辺ニ導ク之説」同様、思わぬ方向に大きな波紋を投げかける結果となった。この模様を明らかにする資料を次節で紹介したい。

「慶應義塾生徒徴兵ノ儀ニ付文部省意見」

東京府に提出された願書は、結局約三か月を費して、却下の旨を伝える指令となって慶應義塾にもたらされた可能性が大きい。その間に、他の手段による様々な運動も行われていたが、いずれも奏功せずには終わったようだ。しかし、前節末尾に挙げた①②③の疑問は残るし、何といたっても、当時の国家意思の最高決定機関である太政官の対応が気にかかる。そのうえ、後述するようにこの問題が明治十七年の四月に、完全に終息してしまっただとは思えない節もある。そこで、東京都公文書館における調査でも、兵事課主管以外の公文書、例えば庶務課、学務課等の公文書にも明治十七年前後についてあたってみたが、福澤の願書と関連する件名は見当らなかった。また、国立公文書館においても、もし太政官に上申され閣議に懸った上で決定されたのであれば、閣議書の原議綴りである「公文録」に編綴されているはずであり、悉皆調査を試みたが、やはり塾生徒の徴兵猶予に関する件名は見い出せなかった。そのほか、「単行書」「記録材料」所収の参事院、太政官第二局の公文書をも調べてみたが、結果は同じであった。

ところが、願書のもたらした波紋が、当時の太政官政府中樞を巻き込んで、意外と広く及んでいたことを示す資料が、最後に紹介したい「諸雑公文書」所収の「慶應義塾生徒徴兵ノ儀ニ付文部省意見」と仮に題された文書である（写真5）。実はこの資料は、すでに昭和五十五（一九八〇）年秋の展示会「公文書にみる明治人物展」に出展されており、一部には知られているものである。写真では判りにくいかもしれないが、この文書は「文部省意見」と「願書之写」の各綴がごよりで結ばれて一連となっている。このうち後者はいうまでもなく、福澤の願書の写しである。前者は、一丁表の袖の部分に、三条実美以下大臣・参議の花押又は印判があつて、これを見るかぎり閣議書の原議であることは疑いない。したがって、本来「公文録」に編綴されるはずだったものが、何らかの理由で漏れ、その後長く太政官、内閣の書記官室（官房総務課）で保管されていたものと考えられる。また、こ

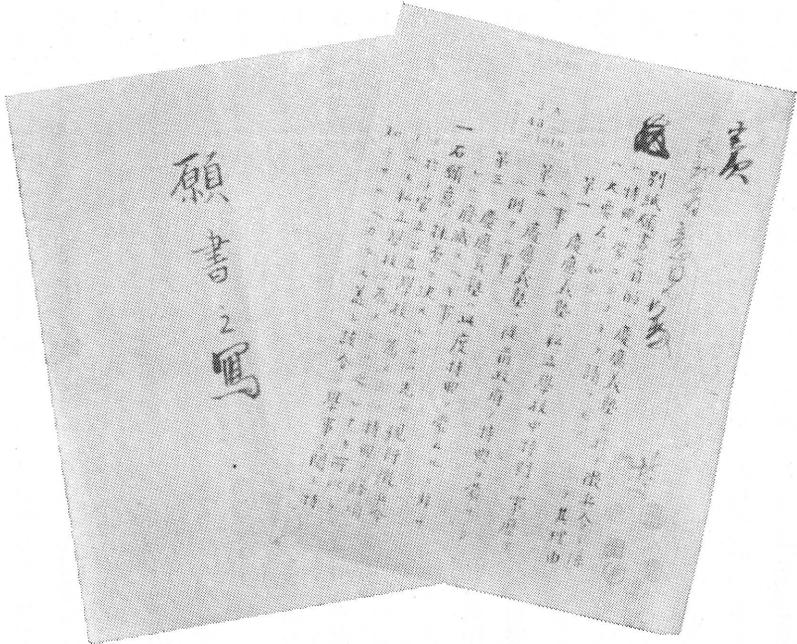


写真 5 「慶應義塾生徒徴兵ノ儀ニ付文部省意見」

の文書の最大の難点は日付が一切記されていないことで、この点と「公文録」から脱漏した理由を推定していくことは、「文部省意見」の史料批判において不可避の課題であろう。全文を掲出する前に、以下の考察を進める上で必要なかぎり、簡単に「文部省意見」の内容をまとめておきたい。

——冒頭まず、願書の要旨を第一―第三の三点にまとめて箇条書きし、ついで、官立府県立学校生徒には徴兵猶予等の特典を認め、私立学校生徒には認めない原則を述べ、両者を区分する判断基準は「国家ニ必須緊要スルト否ト」等であり、前者は「国家必需ノ学生生徒ヲ養成スル」のに対し、後者すなわち私立学校は「国家ニ弊害ナキヲ認メテ之カ設置ヲ許スモノ」にすぎず、「国家ノ重典」である「徴兵令」において特典を与える必要はないし、それをすればかえって不都合すら生じると断じる。さらに、冒頭第一―第三に要約した願書の理由を「逐項論断」し、仮に万一、

今回の「徴兵令」改正で私立学校が教員・生徒を失い、慶應義塾が「廃滅」したとしても、「必シモ之ヲ患フルニ足ラサルナリ」という結論を下す。

〈文部省意見〉

1<sup>(32)</sup>

文部省意見<sup>(33)</sup> 3

4

6

7

8

10

11

2 別紙願書之目的ハ、慶應義塾ニ於テ徴兵令ニ係ル特典ヲ蒙ランコトヲ請フモノニシテ、其理由ハ大要左ノ如シ。

第一 慶應義塾ハ私立学校中特別ノ事歴アル事

第二 慶應義塾ハ従前政府ノ特典ヲ蒙リタル例アル事

第三 慶應義塾ハ此度特典ヲ蒙ムルニ非サレハ廢滅スヘキ事

一 右願意ノ採否ヲ決スルニハ、先ツ現行徴兵令ニ於テ官立公立學校ノ爲メニハ之レナキ所以ヲ知ラサルヘカラス。蓋シ該令ノ學事ニ関シ特典ヲ與ヘタルハ、主トシテ教育ヲ保護スルノ意ニ出テタリト雖モ、亦其輕重緩急ヲ量リテ、之ヲ裁制區別シタルヤ明ナリ。即チ其學校ノ國家ニ心須緊要ナルト否ト、及學科其他諸準備ノ完整スルト否トノ如キハ、之カ區別ヲ立ツルノ基礎タリト認メサルヲ得ス。

抑々官立學校ハ、國庫金ヲ以テ之ヲ設置シ、國家心需ノ學生生徒ヲ養成スルモノニシテ、學科其他諸準備ニ至テモ官府ノ親ラ施設スル所ナルヲ以テ、他種ノ學校ニ比スレハ最モ完整セルハ復タ疑フヘキニアラス。府縣立學校モ亦府縣ノ公費ヲ以テ之ヲ設置シ、該府縣必需ノ生徒ヲ養成シ、且其設廢ハ文部卿ノ認可ヲ經テ府知事縣令親ラ處理シ、學科其他ノ諸準備ニ至テモ常ニ文部卿ノ指揮ヲ受ケテ施行スルノ制ナルニ因リ、町村立私立ノ學校ニ比スレハ亦自ラ完整セルモノト云フヲ得ヘシ。即チ官立府縣立ノ學校ハ、國家ノ爲メニ必須緊要ナルト、學科其他諸準備ノ完整セルトノ二要項ヲ具フルヲ以テ、爾ク特典ヲ與フルモノトス。町村立學校ハ、町村ノ公費ヲ以テ設置スル所ニシテ、該町村ノ爲メニハ固ヨリ須要ノモノナリト雖モ、官立府縣立ノ學校に比スレハ自ラ輕重ノ別アリ。且學科其他諸準備ノ事ニ至テモ、府知事縣令ノ認可スル所ニシテ、

文部卿ノ直接指揮スル所ニアラサレハ、結局官立府縣立學校ニ比擬スヘカラサルモノアリ。是レ該令第十二條及第二十條等ニ於テハ官立府縣立學校ト同一ノ特典アルモ、其他ノ條項ニ於テハ否ラサル所以ナリ。

私立學校ニ至テハ、私人ノ見込ト資力トヲ以テ設置スル所ニシテ、主トシテ其國家ニ弊害ナキヲ認メテ之カ設置ヲ許スモノナレハ、其國家ニ於ケル關係ノ官立公立學校ト大ニ別異アルハ勿論、學科其他ノ諸準備ニ至テモ、皆官立公立學校ト同論スヘキニアラス。且私立學校ノ現狀ヲ觀察スルニ、其存廢盛衰最モ常ナク、稀ニ官立公立學校ニ比擬スヘキカ如キモノナキニアラサルモ、忽チニシテ其狀況ヲ變ジ、或ハ陽ニ完整ヲ示スモ陰ニ其實ヲ異ニスル等、言フヘカラサルノ情態アルハ、之ヲ實際ニ照シテ明ナリ。尤此種ノ學校ヲ管理監督スルニモ、設置ノ始ニ當リ其目的及學科以下ノ諸準備ヲ検査スルノ條規アリ、設置ノ後ニ及テモ、其事項ニ變換アルトキハ亦之ヲ調査スルノ手續アリ。其他巡視ヲ屢ニシ、報告ヲ詳ニシ、勉メテ嚴正ニ之ヲ處置スト雖モ、到底官立公立學校ト同一ニ之ヲ規律スヘカラサルノ情勢アリ。故ニ私立學校中ニ就キ特典ヲ與フルニ足ルヘキモノヲ選ハントスルモ、一々之ヲ認定シテ其當ヲ失セサルノ難キヤ必セリ。是レ該令ノ私立學校ニ関シテハ絶テ特典ナキ所以ナリ。

若シ私立學校ニ強テ特典ヲ與ヘントセハ、生徒各人ニ就キ其學力ヲ試験シテ之ヲ處スルノ一途アリ。然レトモ之ヲ行ハンニハ、其學科ノ多端ナル、其人員ノ夥多ナル、必スヤ多數ノ官吏ヲ要シ、多額ノ費用ヲ要スヘシ。而シテ其結果タル、得失相償ハサルハ斷シテ知ルヘシ。殊ニ私立學校ト雖モ、修身ノ教授ニ注意シ、且若シ歩兵操練科ヲ置キ得ルモノトセハ、其生徒ニシテ徵兵令第十二條現役中殊ニ技藝ニ熟シ行狀方正ナル者ニ該當シ、特ニ飯休ヲ命セラルムノ例ナキニ非ス。豈彼レカ如キノ試験ヲ要センヤ。

又一步ヲ進メテ論スレハ、徵兵令ハ國家ノ重典ニシテ、全國兵ヲ主義トスルヤ、時宜ニヨリテハ一層特典ノ範圍ヲ狹クシ、其最モ國家ニ必須緊要ニシテ最モ學科其他諸準備ノ完整セル官立學校ニ止ムルモ、亦斷シテ不可ナリト云フヲ得ス。而シテ今ノ特典ハ町村立學校ニスラ大概之ヲ得セシメス、況ヤ私立學校ニシテ漫ニ之ヲ得セシムヘケンヤ。若シ私立學校ニシテ特典ヲ得セシムルトキハ、徵集猶豫ノ人員多キニ過キ、隨テ兵員ノ欠乏ヲ生スルノ虞ナキニ非サルナリ。

之ヲ要スルニ、現行徴兵令ニ定ムル所ハ寔ニ適當ノ制ニシテ、更ニ其所定外ノ學校ニ對シテ特典ヲ與ヘントスルカ如キハ、密ニ其必要ヲ見サルノミナラス、却テ他ニ不都合ノ關係ヲ生スヘキナリ。

右述フル所ノ旨趣ニ基キ、更ニ別紙願書ノ理由ヲ逐項論斷スルコト左ノ如シ。

一 第一項ニ所謂特別ノ事歴トハ、二十七年間斷ナク開校セント、數千ノ生徒ヲ教授シ其卒業生ノ社會ノ表面ニ立テ事ヲ爲ス者多キト云フナリ。然レトモ他ノ私立學校中開設年ヲ經ルノ久シキモノ其類猶少ナカラス、何ソ獨リ該塾ノミ然リト云フヲ得ンヤ。其生徒ヲ養成シタル成績ノ如キモ、既往ニ在テハ其事實ナキニ非サルヘシト雖モ、爾來一般教育ノ改良進歩セル今ヤ、該塾設クル所ノ學科等ハ、中學校ニモアラス、専門學校ニモアラス、一種雜駁ノ教育タルニ過キサレハ、漫ニ此ヲ以テ國家ニ必須緊要ナルノ學校ニ比擬スルヲ得ス。且若シ該塾ニシテ既往ノ成績アリト認定セハ、別ニ之ヲ褒賞スルモ可ナリ。何ソ必シモ徴兵ノ特典ヲ以テ彼ニ與フルヲ要センヤ。

一 第二項ニ所謂従前政府ノ特典ヲ蒙リタリトハ、明治三年中東京府ヨリ官有地貸下ヲ受ケタルト、同十年中該塾生徒徴兵免役ニ係ル同府ノ指令ヲ得タルト云フナリ。然レトモ官有地貸下ノ事タル特典ハ、則特典ナラント雖モ其性質自ラ異ナリ、焉ソ此特典アルニ由テ更ニ徴兵ノ特典ヲ請求スルヲ得ン。又右徴兵免役指令ノ如キモ、其基ク所ハ當時ノ徴兵令第五條及同令參考第二十条<sup>(35)</sup>ノ明文アリテ、私立學校ト雖モ時トシテ此特典ヲ得ヘキ途アリタレハナリ。即チ此特典タル、法律範圍内ニ就テ得タルモノニシテ、此度ノ如ク法律以外ニ特別ノ處分ヲ受ケントスルモノニ異ナレハ、タトヒ之ヲ援引シ來ルモ果シテ何程ノ理由トスルニ足ランヤ。又況ヤ右特典ノ如キモ、當時他ノ私立學校之ヲ傳聞シ相倣ヘントスルモノ陸續生シタルヨリ、主務省ハ改テ徴兵ニ關セル私立學校資格ノ調査ニ着手シ未タラサルノ際、明治十二年徴兵令改正ノ布告アルニ遇ヒ、其該塾ニ指令シタル特典ノ如キモ、一モ實際ニ行ハレタルコトナキヲヤ。

一 第三項ニ所謂特典ヲ蒙ルニ非サレハ該塾廢滅セント云フカ如キハ、殊ニ理由ノ薄弱ナルモノトス。夫徴兵令ハ一國ノ重典ナリ。之ヲ行フニ當テハ、タトヒ多少ノ障礙アルモ、固ヨリ之ヲ願ルヲ得ス。夫ノ町村立學校ノ如キハ大概特典ヲ與ヘサルノミナラス、官立府縣立學校ニ至テモ教員生徒共ニ盡ク特典ヲ與ヘタルニ非ス。即

チ何ノ復一私立學校ノ興廢ヲ恤フルニ遑アラシヤ。殊ニ又其廃滅センコトヲ恐ルムモノハ、全ク豫想ニ過キス。回顧スルニ、明治十二年徵兵令改正以來私立學校ニハ一切ノ特典ナキモ、未タ嘗テ爲メニ私立學校ヲ衰頽センメタル實アラス。就中慶應義塾ノ如キハ、年一年ニ生徒ノ増加シタルヲ見タリ。之ヲ推シテ考フレハ、右ノ豫想ハ蓋シ過慮ト云フヘキノミ。尤現行ノ徵兵令ハ十二年ノ徵兵令ト比シテ免除猶豫等ノ途甚タ廣カラスト雖モ、猶學事ノ外ニ於テ徵集猶豫等ヲ受クヘキ者亦少シトセス。且方今學術ノ需要日ニ加ハリ、全國青年子弟ノ教育ヲ受ケントスル者ノ多キ、盡ク官立府縣立學校等ニ入ルヘカラサルハ勿論ナレハ、私立學校ト雖モ決シテ其生徒ナキヲ患ヘス、又其教員ノ如キモ、徵集ヲ猶豫セラレタル者及既ニ現役ヲ終ヘタル者ノ在ルアレハ、決シテ其人ナキノ理ナシ。則徵兵令ノ爲メニ私立學校ノ廢滅ニ歸スルノ虞ナキヤ必セリ。又一步ヲ進メテ論スレハ、萬一私立學校ニシテ盡ク教員生徒ヲ失ヒ、該塾ノ如キモ一旦廢滅ニ假シタリト仮定スルモ、國家ニ必須緊要ナル學校ニ比擬スヘキモノニ非サル上ハ、亦必シモ之ヲ患フルニ足ラサルナリ。

以上ノ次第二付、別紙願書ノ旨趣ハ到底採用スヘカラサルモノト考定ス。

以上のように、「文部省意見」は全文が強烈な国家主義教育への志向に貫かれているものだが、このような意見が作成された事情を考察しようとするとき、当時の文部省の陣容及びその教育政策の基調という二点に触れないわけにはいかない。

第一の問題、すなわち明治十七年当時における文部省の陣容への言及は、「文部省意見」の作成者——本件の主管部局及び起案者——の推定を通して、文部行政の政策決定過程の解明にまで及ぶ課題である。紙幅の関係上簡略にならざるをえないが、『文部省第十二年報』<sup>(36)</sup>によれば、同年二月現在、文部卿大木喬任、少輔九鬼隆一以下、奏任官十六名、その他雇に至るまでの総計三三三名というのが本省内部部局の陣容である。太政官全体がまさに“小さな政府”だったのであり、文部省もまた例外ではなかった。経費も、本省の分が約三十五万円、東京

大学以下の直轄学校が約六十八万円なので、合わせても百万円内外に留まる。

前節の註(23)でも述べたように、当時の慶應義塾が中学校だったのか専門学校だったのかという位置づけの問題は、厳密にいえばいまひとつ判然としない。したがって、本件を主管したのが普通学務局だったのか、専門学務局だったのか、ここでは特定できない。<sup>(37)</sup> 当時の職員録によれば、普通学務局長は文部大書記官の辻新次、専門学務局長はやはり文部大書記官の浜尾新で、彼ら二人は参事院の院外議官補を兼ねていた。両局とも、局員の総数は数十名程度、このうち幹部職員ともいうべき奏任官以上の書記官クラスは、局長も含めてわずか三、四人にすぎない。「文部省意見」は論旨が極めて明解で、文部省全体の意向を受けて書かれている上に、太政大臣までの決裁あるいは供覧(内覧)を得た文書であることを考慮に入れて推測すれば、局長もしくは最低でも書記官クラス<sup>(38)</sup>の起案とみて差し支えあるまい。

第二に、右のような小世帯の文部省が所管した文教行政の基調というものを概観するならば、本稿の対象範囲となる明治十年代は、「学制」末期から「教育令」(明治十二年)に移行する時期にあたり、自由主義的な教育政策が展開したといわれる。しかし、「教育令」の施行によって、「教育界の秩序は混乱し、統一ある公教育の姿は崩壊せんとする気配」<sup>(39)</sup>をみせるに至ったので、文部省は早速統制を強化する方針に転換し、寺島宗則、河野敏謙、福岡孝弟、大木喬任という歴代文部卿の教育政策は、干渉主義と德育主義を基調とするものとなった。この流れに沿って「教育令」も明治十三年と十八年の二度改正され、明治十九年には初代文部大臣森有礼の手になる「帝國大学令」以下の所謂諸学校令へと連っていく。通史的な位置づけでは、「森に課せられたことは、立憲制の実施に対応する教育制度の基礎がためであった」<sup>(40)</sup>とされ、彼の登場によって国家主義教育が表面化するという印象が強い。

「文部省意見」を一読したときに感じるその国家主義的性格について、右で確認できた二筋の文脈を加味して再度考察するならば、文部省の教育政策がもつそのような性格は、明治十年代を通して徐々に顕れたものであって、「その教育政策は、国家のためにする教育の強調<sup>(41)</sup>」とされる森有礼の文部大臣就任以前に、既定のルールが敷かれていたとさえいえるかもしれない。一例を示せば、明治十六年に改正された「徴兵令」は、その第十二条で歩兵操練について定めているが、木下秀明氏によれば、学校での歩兵操練の導入に熱心だったのは実は文部省であり、明治十七年二月二十八日付で、同省体操伝習所にその調査を命じているという<sup>(42)</sup>。この時期はまさに本章で取り上げている願書と「文部省意見」の作成された時期に重なる。

ところで、森有礼はちょうどこの時期、四年に及んだ駐英公使としての任を終えて帰国し、明治十七年五月七日、参事院議官（一等官相当、内務部）に就任して文部省御用掛を兼ねた。その森が、帰国早々参事院に「徴兵令」の改正案を提出しようとしていたことは、従来の森研究でも余り注目されてこなかった。この改正案こそ、本章で取り上げている同令第十八条、第十九条に関するものにはかならない。このうち、森の伝記の一つである木村匡編『森先生伝』（一八九九年、金港堂）にも引かれている「徴兵令改正ヲ請フノ議<sup>(43)</sup>」と題された文書は、明治十七年八月と後付に記されている。改正案の提案理由は、「国民皆兵主義の徹底を図り、「全国ノ元氣ヲ旺盛ナラシメン」ことはもとより原則だが、徴兵猶予の対象が、「但官立大学校ニ准スル官立学校ノミニテハ穩当ナラサルカ如ク」思われるということ、すなわち私立学校にも特典を与えるべきだとするもので具体的な改正箇所は次の如くである<sup>(44)</sup>。

#### 第十八條 第二項

一 官立府縣立學校（小學校ヲ除ク）ノ卒業證書ヲ保持スル者ニシテ官立公立學校教員タル者

〔欄外朱書〕  
改正案〔以下全文朱書〕

- 一 官立府縣立學校（小學校ヲ除ク）及ヒ之ニ准スル學校ノ定科及ヒ歩兵科ノ卒業證書ヲ所持スル者ニシテ學術上ノ公業ニ従事スル者

（中略）

第十八條 第三項

- 一 官立大學校及ヒ之ニ准スル官立學校本科生徒
- 〔欄外朱書〕  
改正案〔以下全文朱書〕

- 一 官立大學校及ヒ之ニ准スル學校本科生徒ニシテ每學科定員内ノ者
- （中略）

第十九條

- 一 官立府縣立學校（小學校ヲ除ク）ニ於テ修業一ケ年以上ノ課程ヲ卒リタル生徒ハ六ケ年以上徴集ヲ猶豫ス
- 〔欄外朱書〕  
改正案〔以下全文朱書〕

- 一 官立府縣立學校（小學校ヲ除ク）及ヒ之ニ准スル學校ニ於テ修業課程ノ半期ヲ卒リタル生徒ハ其課程卒業ノ定期迄徴集ヲ猶豫ス

この改正案が参事院（総會議）に實際提出されたかどうかは判然としない。というのは、国立公文書館で所蔵する参事院関係の公文書からは、この件名は発見できないからだ。むしろ私には、諸般の事情から提案されなかったように思える。それにしても、森の改正案と福澤の願書の内容が、軌を一にするのは偶然であろうか。これは全くの推測だが、明六社以来旧知の二人が、意を通じ合つて連動したとも考えられないことはない。とりわけ、森の提案理由の論理は、福澤が明治十七年七月三十日付『時事新報』に載せた「兵役遁れしむ可らず」と酷似した<sup>(15)</sup>ものとなっている点に注目してみたい。その中で福澤は、官公立学校と私立学校の生徒を平等に徴兵すべ

きであつて、官公立に限つての免除は「国民尚武の元氣」に悪影響を及ぼすもので、「全国兵の法」を建てるためには、「眼中既に私立校なし」という。註(25)(26)で紹介した同年一月、二月頃の論調と較べると、表現上は明らかに路線転換を示している。さらに、この論説が七月、森の改正案が八月の日付を有することに注目すれば、慶應義塾生徒徴兵に関する件は、明治十七年夏の段階ではなお未解決の懸案だったのであり、日付のない「文部省意見」は案外それ以降に起案されたのではないか、という推測も成り立ちうる<sup>(46)</sup>。

以上の考察によつても、結局のところ、福澤の願書の行方如何という疑問に対して、確答を与えることはできなかった。しかし、太政大臣までの決裁あるいは供覧を得た「文部省意見」の結論——「願書ノ旨趣ハ到底採用スヘカラサルモノト考定ス」——は、慶應義塾へも何らかの形で知らされたであろう。この結論は他の私立学校をも拘束する規範となつたはずである<sup>(47)</sup>。

本章の考察をふまえて、最後に、「文部省意見」の資料的性格について、私なりの結論を示しておきたい。だけれども一見して気になるのは、大臣・参議の花押・印判のある公文書が、未整理資料として百年以上も放置されて(しかし廃棄されないで)きたことの異常さであろう。しかし考えてみれば、これは異常というよりも、註(2)で述べた「諸雑公文書」の伝来を考えれば、むしろ当該資料の性格を暗示しているのかもしれない。つまり「文部省意見」は、太政官・内閣の書記官室(官房総務課)に保管されたままで、「公文録」に編綴するために記録局(官房記録課)へ送付されなかつたということである。また、閣議書の場合、通常「カガミ」と呼ばれる請議文を記す用紙に、大臣・参議が花押を記す所定の欄が設けられているが、「文部省意見」の場合、文部省からの上申案の一丁表の袖の部分に、各自適宜記している。このような形式は、のちにも緊急な場合の持ち回り閣議の場合などに若干みられるが、本件に関するかぎり、それほど緊急性は認められない。右の二点から考えるに、当時、

福澤の名声と影響力、そして私学の中で占める慶應義塾の特異な位置を考慮に入れ、政府内で対応策を立てるため、文部省に意見をまとめさせ、それを今日でいう閣議了解（非公表の件名外案件として）のような意味あい、大臣・参議に諮ったのが、この「文部省意見」といえるのではなからうか。

### むすびにかえて

はじめにも書いたように、本稿は資料紹介として準備したもので、資料を恣意的に選別・配列するようなことは避けた。というよりも、公文書館等の資料保存利用機関に勤務する者として、当該施設の未整理所蔵資料を紹介する場合、そこにはおのずから節度があつて然るべきであろう。アメリカ合衆国のアーキビスト協会の決議した「倫理綱領(A Code of Ethics for Archivists)」の中に、「アーキヴィストは、施設の長の承認を得た上で、個人的研究や刊行のために (for personal research and publication)、その施設の保有物を利用してよいし、また同じ保有物を利用する他の人々に知らせてもよい」という一節があることなども、一応は念頭に置いて進めたつもりである。そこで、むしろ本稿では、周辺資料への目配りに心がけ、内容(の評価)よりも、作成・授受状況の再現や、その文書が果たした機能といった側面の解明に徹することで、極力中立的な紹介を試みた。公文書等の官庁文書の紹介ではありがちな、ナゾ解きめいた婉曲な叙述に墮することのないよう努めたが、そのためにかえって、行論が煩瑣な手続論に偏する傾向を帯びてしまったかもしれない。資料紹介の方法は、今後の検討課題として、それでも、従来の福澤研究、塾史研究に、官庁文書の読解を通して若干の新事実を加えることができたと思つている。書き終えてみると、単にそれには留まらず、福澤論吉、慶應義塾から派生する問題は非常に多岐にわた

り、当初の予想をはるかに超えて広がっていかざるをえなかったことに気づく。そこで最後に、I章及びII章で紹介した各々の資料の、その後の展開を補捉する中で気づいたことに触れて、むすびにかえたい。

I章では、明治十二年の福澤諭吉建言「華族ヲ武辺ニ導ク之説」と「福澤諭吉建言ニ付華族答議」を紹介した。福澤の建言は、岩倉具視や伊藤博文によって進められた華族制の確立という政治課題を先取りする要素を含んでいたゆえに、華族論の形成に一石を投じ、各華族の答議という形へと波紋を広げていった。とくに広橋賢光の答議などは、今後の華族制研究に資するであろう興味深い論理を包含している。

それ以降も福澤は、華族制に関する論説をいくつか発表している。例えば、明治十七年の「華族令」制定直後の『時事新報』に寄せた「華族の資格如何」<sup>(49)</sup>の中では、華族たる要素を、その「家」に属する①門閥、②資産、「人」に属する③徳義、④智識の四つに分類し、このうちの②～④については、当時の状況に対して不満を述べている。また、明治十九年の「華族世襲財産法」制定に際しては、華族の旧領地への帰住を促す論説を、やはり『時事新報』に載せている。<sup>(50)</sup>このようにみると、福澤は当為としての華族に対し一貫して厳しい目を向けていたのであり、それは、彼自身への授爵その他一切の人爵を辞退したという事実象徴されよう。三宅雪嶺はこの点を評して、「福澤氏は真に単身にして天爵の為に気を吐き似て他の人爵を掲げて誇矜せる者をして顔色無からしむる者、事や快とすべし」<sup>(51)</sup>と述べている。

II章では、明治十七年の「慶應義塾生徒徴兵免役ニ関スル願書」と、それに対する「文部省意見」を紹介した。結局のところ、願書の行方II政府の対応は推測に頼るしかなかったが、私立学校の扱いをめぐる所謂国家主義教育の確立過程を探る上で恰好の資料といえよう。徴兵の特典についていえば、その後、明治二十二年の「徴兵令」改正で、一部の私学へも特典が認められたが、慶應義塾がそれを申請・許可されたのは越えて明治二十九

年になってからだった。

ところで、福澤の手に成る願書を慶應義塾が提出した明治十七年は、二年前の壬午事変によって緊張の高まっていた朝鮮半島情勢が再び流動化し、歳末に至って所謂甲申事変と呼ばれる政変が勃発した。このときも福澤は『時事新報』に筆を執り、「我輩今日此日本国に生息する唯一つの希望は、此国の独立を見届けんとするに在り。此希望既に達し得たらんか、我輩の一身最早愛むに足らず、進んで軍に北京に討死すべし。我輩の財産最早愛むに足らず、挙げてこれを軍費に供すべし」と述べ、「<sup>53</sup>国権あるいは「一国の独立」へと比重を移す発言をしている。慶應義塾生徒については徴兵の特典を願いなから、一旦朝鮮半島で事件が生じれば、あたかも十年後の日清戦争を予言するかのように、「北京に討死す」る決意を示す論理には、どうしてもその不整合性を感じざるをえない。しかし、例えば天野為之が、同じ時期に改正「徴兵令」を論じる著書の中で、「国若シ今日ノ世界ニ立チ其独立ヲ保維セントセバ勢ヒ一國ヲ挙ケテ兵トナサ、ル可カラス是レ実ニ已ムヲ得サル所ナリトナスナリ是故ニ今般ノ改正徴兵令ニハ之ヲ現行ノ徴兵令ニ比スレバ蓋シ甚タ今日ノ事勢ニ適スル者アルナリ」と<sup>53</sup>いっているのをみると、明治十年代の知識人に共通するエートスとでもいうべき對外観をこそ看取すべきなのかもしれない。

予定の紙数を大幅に超過してしまった。「諸雑公文書」の整理を進めていることを報告して筆を擱きたい。

〔追記〕

末筆ながら、塾外の私に本稿の執筆を促して下さった福澤研究センターの佐志伝先生に、お礼を申し上げたい。同センターの中森東洋氏にも、原稿の件で無理なお願いをするなど、お世話になった。また、一日、純福澤論吉協会に富田正文先生をお訪ねし、御高説を承ることができた。本稿で充分消化できなかったのは、偏に私の未熟による。その他、門外漢ゆえの思いがけない錯誤を犯しているかもしれない。大方の御批正を乞う次第である。

- (1) 福澤諭吉『福翁自伝』(一八九九年)、慶應義塾編『福澤諭吉全集』(一九六八—一九六九年、岩波書店)第七卷二五〇ページ。以下、『全集』7のように略記する。
- (2) 「諸雑公文書」は、国立公文書館設置後の昭和四十七(一九七二)年三月、皇居内総務課書庫から移管された未整理資料である。全体で数千点におよび、形態も様々で、作成時期も幕末—昭和期にわたっている。当館が所蔵している今次大戦以前の公文書のうち、未公開の資料ということになると、まとまったものではこの文書群が最後のものである。「諸雑公文書」という名称自体も、移管後当館で与えたもので、要するに、戦前の内閣(含太政官)書記官(室)及び官房総務課が作成・收受した公文書等のうち、記録課へ整理・編綴のため送付されなかった分と推定できる。
- (3) 本稿では、最近の坂本一登氏による一連の成果を参考にさせていただいた。同氏による研究史の整理に依拠すれば、従来の研究は華族制を明治国家体制の創出過程の中で正当に位置づけることがなかったようだ。最近の日本近代思想大系2遠山茂樹校注『天皇と華族』(一九八八年、岩波書店)及び大久保利謙歴史著作集第三卷『華族制の創出』(近刊、吉川弘文館)にも注目したい。
- (4) 霞会館華族資料調査委員会編『華族会館誌』上巻(一九八六年、霞会館)二六五ページ。同書は(財)霞会館に保存されている『華族会館誌』を上下二巻に分けて写真複製したものである。
- (5) 同右二七〇ページ。
- (6) 『華族会館史』一一八ページ。
- (7) 明治十二年七月二十日付野手一郎宛福澤諭吉書簡、『全集』17三二五ページ。
- (8) この演説については、松崎欣一「初期三田演説会資料」(『史学』第五五巻第四号、一九八六年)の八四ページに紹介がある。
- (9)(10) 『全集』17二八九—二九〇ページ。
- (11) 酒巻芳男『華族制度の研究』(一九八七年、霞会館)は、「第十二章 華族の特別義務」の十三番目に「子弟を軍人とする義務」を挙げ、「之は法令上の義務ではないがなるべく多くの子弟を軍人に仕立てる事は明治天皇の思召で学習院には仰出があつた」(同書三四九ページ)と述べている。しかし、国立公文書館所蔵、明治十七年一月三十一日調『華族録』(④A四〇二)を一覧しても、軍籍を有する華族はごく少ない。当時、華族の戸籍は宮内省で管轄していたので、郡区町村↓府県を通して行われる徴兵事務(例えば壮丁名簿の作成)によって華族子弟を徴集するのは不可能と思われる。徴兵免除の一例を示せば、国立公文書館所蔵、明治十七年『公文録』宮内省自六月至九月全(④三三八)の件名番号八上「東京府華族尚典徴兵免除ノ件」がある。この件は、旧琉球藩王尚泰の長男尚典の徴兵免除を、同年八月二十七日付宮内卿伊藤博文から太政大臣三条実美宛上申したのに対し、九月十日付「特別ヲ以テ聞届」旨指令したもので、第二局起案の指令案に

は、尚典を徴集した場合、「該県施政ニモ差響キ候ノナントモ云ヒ難シ」とある。これは特殊な場合かもしれない。いずれにせよ、徴兵と華族の関係については、いま一步実際の運用状況に迫れなかったので、その説明は別の機会を期したい。

(12) 明治十四年四月七日付宮内卿徳大寺実則の論達には、「華族ノ義ハ兼テ勅諭モコレアリ各自奮勵文武ヲ研究スヘキハ勿論ニ候得共少壯者ハ一層精神ヲ發揮シ成ルヘク陸海軍ニ従事候様可心掛旨猶又仰出サレ候条此旨相達候事」(『華族会館史』五二七ページ)とあり、「成ルヘク陸海軍ニ従事候様可心掛旨」が明言されている。引用文中冒頭の「勅諭」は、明治四年十一月十日の勅諭あるいは八年十月七日の勅諭を指していると思われるが定かでない。岩倉の意見書は、坂本一登「華族制度をめぐる伊藤博文と岩倉具視」(『東京都立大学法学会雑誌』第二十六巻第一号、一九八五年)三六八ページで言及されている。

(13) 大久保利謙「岩倉公実記解題」(『明治百年史叢書』第六八巻多田好問編「岩倉公実記」下巻(一九六八年、原書房)所収)。ただし、内閣文庫所蔵「岩倉具視関係文書」への言及はない。

(14) (高橋喜太郎編)「岩倉具視関係文書目録」(一九六八年、内閣文庫)七二二ページ。これによると、「岩倉公実記」の編纂資料の一部は昭和二十年に戦災を蒙っていることが判る。

(15) 以下、原文書からの翻刻文中における用字はすべて原文の通りとするが、句読点は引用者が適宜付したものである。

(16) 宗族制については、坂本一登「華族の立憲制への対応と岩倉」(『日本歴史』第四二三号、一九八三年)の七六―七七ページで簡要にまとめられている。

(17) 「岩倉具視関係文書」「諸雑公文書」の分を合わせても全華族数には随分足りない。『華族会館誌』巻六の五月十四日の条には、「醍醐忠順福澤諭吉ノ建言ニ対スル意見書ヲ出ス爾後同族右建言ニ対スル意見ヲ出ス者陸統断ヘス乃チ輯集巻ト成シ別ニ蔵ス」(同書復刻上巻二七〇―二七一ページ)とあり、ほかに華族答議が残っているとしたり、①「岩倉公田蹟保存会所蔵文書」、②国立国会図書館憲政資料室所蔵「岩倉具視関係文書」、③霞会館所蔵資料などが考えられる。しかし、①②については目録検索、③については訪問の上質問の結果、本稿執筆の時点で関連資料は見当らなかつた。

(18) モンテスキュー『法の精神』Charles Louis de Secondat Montesquieu, *De l'esprit des lois*, 1748 第一部第二編第一章「君主政体の本性との関係における法律について」の中の一節。

(19) 松下芳男「徴兵令制定史」増補版(一九八一年、五月書房)四七四ページ。

(20) 同右四八四―四八五ページ、及び松下「明治軍制史論」下巻(一九五六年、有斐閣)一一九ページ。

(21) 松下「明治軍制史論」下巻一一三ページ。

免役制の廃止は、一面からみれば「数歩の前進」といえようが、視点を換えれば「徴兵よけの神仏信仰は、一八八三年(明治一六)の徴

兵令改正で徴兵養子の道がいちじるしくせばめられたところからさかんになりはじめたと思われる」(大江志乃夫『徴兵令』(一九八一年、岩波新書)一一八ページ)という見方もできよう。またとくに、官選戸長制、自由民権運動との係わりで整理しようとした論考に、北崎豊二「明治一六年の徴兵令改正と民衆の動向」(『ヒストリア』第六九号、一九七五年)がある。このときの改正によって、私立学校生徒だけでなく、一般に徴兵の規準が厳しくなったことを確認しておきたい。

(22) 『徴兵事務条例』(明治十七年九月十九日、太政官布達第一八号)の第一三三条は、「官立大学校ニ準スル官立学校」として、工部大学校、農商務省駒場・札幌農学校、司法省法学校の四校を挙げている。

(23) 『慶應義塾編年』(『慶應義塾百年史』上巻(一九五八年)の記述によれば、慶應義塾は「学制」では中学校に、「教育令」では専門学校の一種の外国語学校に位置づけられている(同書七二四―七二六ページ)。国立教育研究所編刊『日本近代教育百年史』第三巻(一九七四年)は、「高等教育」の項で明治十年代後半の慶應義塾と東京専門学校を取り上げている(同書一二六五―一二六九ページ)。中学校と専門学校では文部省の担当部局が違うので(註(37)参照)、本稿の問題関心からいえば厳密な区分を要するところであるが、残念ながら執筆時点ではいままひとつ明確にしえなかった。

また、他の私立学校の改正「徴兵令」の影響も気になるところである。後掲の東京都公文書館所蔵、明治十六年『徴兵諸規則』兵事課(六一三・A四・四)の中には、同人社、共償義塾から東京府に提出された徴兵特典の願書が編綴されている。結果は却下である(同人社の場合、明治十七年四月九日に却下された嘆願書が返戻されている)。その他、現在の私立大学に連なる当時のいわゆる五大法律学校の場合も調べてみたが(法政大学、専修大学の百年史等、この件に関する記述は見当らない。明治大学百年史編纂委員会編『明治大学百年史』第2巻史料編I(一九八六年、明治大学)所収の「明治法律学校毎年入校生比較表」によると、明治十七年は入学者が減少しているけれども、同比較表はその原因を「物価下落、金融閉塞、農民疲弊」に帰している(同書二二三―二二四ページ)。

(24) 『慶應義塾百年史』上巻八〇七ページ。

(25) 「改正徴兵令」が連載されたのは一月四―七日であり、その対応の早さには驚かされる。『全国徴兵論』は『全集』5所収。

(26) 連載は二月七、八の両日。『全集』9所収。

(27) 明治十七年一月二十九日付山県有朋宛福澤諭吉書簡、『慶應義塾百年史』上巻八一―八二二ページ又は『全集』17六三五ページ。

(28) 『慶應義塾編年』(『慶應義塾五十年史』(一九〇七年)一五六ページ)。

(29) 『慶應義塾百年史』上巻八一―八二二ページ。

(30) 『慶應義塾図書館所蔵の「坐問録」と題する写本(未見)に願書が記録されているという(『全集』19八―一九一ページ)。

(31) 参事院と第二局の公文書については、拙稿「参事院関係公文書の検討」(『北の丸―国立公文書館報』第一九号(一九八七年)所収)

で一応の整理をしておいたので参照されたい。

(32) □は花押、○は印判を示す。上から順に1太政大臣三条実美、2左大臣熾仁親王、3参議兼文部卿大木喬任、4参議兼宮内卿伊藤博文、5参議兼内務卿山県有朋、6参議兼陸軍卿大山巖、7参議兼司法卿山田顕義、8参議兼農商務卿西郷従道、9参議兼大藏卿松方正義、10参議兼海軍卿川村純義、11参議兼工部卿佐々木高行。伊藤の宮内卿兼任は三月二十一日である。参議の捺印位置は必ずしも閣内席次（先任順等）に従っているわけではないようだ。

ところで、大山巖は明治十七年二月十六日―明治十八年一月二十五日、兵制及び軍事視察のためヨーロッパに派遣されており、当然その間日本には不在ということになる。とすれば、大山が「文部省意見」を決裁したのは、①明治十七年二月十六日以前、②明治十八年一月二十五日以降、のいずれかということになる（③大山のヨーロッパ滞在中に郵便等何らかの方法で本件に対する了承が得られ、書類上は大山も決裁したような形式が整えられた場合も考えられる。ところが、前節で紹介した東京都公文書館所蔵〈慶應義塾生徒徴兵之義何ノ件〉(2)の文書によると、東京府が陸軍省へ伺書を正式に発送したのは二月二十七日のことであり、それが事実とすれば①の可能性は薄くなる。かといって、②の場合、一年がかりで本件を処理したことになり、余りにも時日を費しすぎているという感は否めない。結局、③の可能性も含めて、この文書の作成時期の特定は推測に頼らざるをえない（註(46)本文参照）。

(33) 本文とは別筆。

(34) 第一二条には、「現役中殊ニ技芸ニ熟シ行状方正ナル者及ヒ官立公立学校小学校ヲ除クノ歩兵操練科卒業証書ヲ所持スル者ハ其期末タ終ラスト雖モ帰休ヲ命スルコトアル可シ」とある。また、第二〇条では、「左ニ掲クル者ハ予備兵ニ在ルト後備兵ニ在ルトヲ問ハス復習点呼ノ為メ召集スルコトナシ但戦時若クハ事変ニ際シテハ太政官ノ決裁ヲ経テ召集スルコトアル可シ」と定め、その第三項に「官立公立学校教員」とある。

(35) 明治十年「当時ノ徴兵令」は、明治八年十一月五日、太政官布告第一六二号をもって改正されたもので、その第三章「常備兵免役概則」第五条に、「文部工部開拓其他ノ公塾ニ学ヒタル専門生徒及ヒ洋行修業ノ者並ヒニ医術馬医術ヲ学フ者教導試験ノ者 但教官ノ証書並ヒニ何等科目ノ免許書アル者科目ノ等未定」とある。

また、改訂「徴兵令参考」（明治八年十一月七日、陸軍省達第一二二号）の第二〇条は、明治九年四月二十日、陸軍省達第六六号で左の通り改正された。

本令同章第五条ニ示シタル文部ノ生徒ハ外国語学英語仏語ヲ学ヒ三ヶ年間ノ教科ヲ卒業シタル以上並ニ専門学修業ノ者又文部省直轄師範学校及ヒ各地方設置ノ公立師範学校ニ入り修業一期六ヶノ課程ヲ卒リ其証書ヲ得タル以上ノ生徒及ヒ全期卒業ノ証書ヲ得タル者並ニ該学校ニ於テ其試験ヲ経上第ノ証書ヲ得タル者及ヒ文部省囑任学校校長教員ハ免役ニ属スヘキハ勿論省使庁府県其他公私学校ノ生徒ハ都テ文

部ノ生徒ニ比較シ外国語学三ヶ年間ノ教科ヲ卒業シタル生徒ニ相当ノ者或ハ専門学修業生徒ニ相当ノ者及中学教科ヲ卒ハル者ハ免役ニ  
属スヘシ因テ本令第六章第十三条ノ例ヲ践ミ徴兵連名簿調ノ時各自証書ヲ出サシムヘシ

(但書省略)

(36) 国立公文書館所蔵、『文部省第十二年報』明治十七年分(一五〇六)七七八ページ。

(37) 明治十四年十一月十五日、文部省は官立学務局、地方学務局を改めて専門学務局、普通学務局を置いた。国立公文書館所蔵、明治十四  
年『公文録』文部省自十月至十二月全(三〇三〇六七)の「局課廢置ノ件」によれば、両局の所掌事務は左の通りである。

専門学務局

大専校専門学校農学校商業学校職工学校并ニ高等ノ師範学校其他各種学校及図書館博物館学士会院海外留学生等都テ高等教育及特殊

教育ニ係ル一切ノ事務ヲ掌理ス

普通学務局

中学校小学校幼稚園并ニ普通ノ師範学校其他普通ノ各種学校及図書館博物館等都テ普通教育ニ係ル事務ヲ掌理ス

(38) 国立公文書館所蔵、明治十七年二月二日改『文部省職員録』(一四〇五)によれば、両局のスタッフは左の如くである。

専門学務局

局長 大書記官 浜尾新

副長 権少書記官 安東清人

〃 〃 高橋健三

御用掛 長与専齋

〃 〃 山岡次郎

〃 〃 千本福隆

一等属(以下省略)

普通学務局

局長 大書記官 辻新次

副長 権大書記官 久保田讓

少書記官 伊沢修二

権少書記官 江木千之

” 吉村寅太郎  
御用掛  
長与専斎  
南摩綱紀

” ” 準奏任  
鈴木唯一

” ” ” 西村貞

” ” ” 佐沢太郎

” ” ” 野村綱

” ” ” 中川謙二郎

一等属（以下省略）

(39) 国立教育研究所編刊『日本近代教育百年史』第一卷（一九七三年）一〇五ページ。

(40) 同右一三三ページ。

(41) 文部省『学制百年史』（一九七二年、ぎょうせい）二六九ページ。

(42) 木下秀明『兵式体操からみた軍と教育』（一九八二年、杏林書院）三五ページ。

(43) 大久保利謙編『森有礼全集』第一卷（一九七二年、宣文堂書店）三八―三九ページ。

(44) 森有礼「参事院提出の徴兵令改正理由書案」、同右四〇―四二ページ。

大久保氏は、森の「徴兵令」改正案を「もっぱら青年の教育、訓練上からなされたもの」（同右巻末「解説」二六ページ）とみているが、本稿の文脈からいうと、私立学校も含めた高等教育修業者の徴兵猶予という彼のねらいが浮かび上ってくる。

(45) 『全集』九五七〇―九五七三ページ。

(46) 註(32)参照。

(47) 註(23)参照。

(48) 安澤秀一『史料館・文書館学への道』（一九八五年、吉川弘文館）一六一ページの訳文を利用した。

(49) 『全集』九五六四―五六七ページ。

(50) 例えば、「旧藩主華族は其旧領地に帰住す可し」（明治十九年六月四日）、「旧藩主華族其旧領地に帰住するの利益」（同六月五日、いずれも『全集』11所収）など。

(51) 三宅雄二郎『偉人の跡』増訂（一九二二年、丙午出版社）八〇ページ。初出は明治三十四（一九〇一）年二月二十日。

(52) 福澤「戦争となれば必勝の算あり」(明治十七年十二月二十七日)、『全集』10一六一―一六二ページ。  
(53) 天野為之『徵兵論』(一八八四年、東洋館)三六一―三七ページ。